

# 庄原市障害者福祉 ハンドブック

## 【令和6年度版】



庄原市生活福祉部社会福祉課

## 目次

<b>1 障害者手帳</b>	
障害者手帳交付の流れ	1
身体障害者手帳	2
療育手帳	3
精神障害者保健福祉手帳	4
<b>2 福祉サービス</b>	
仕組み	5
障害福祉サービス（自立支援給付）	6
障害児通所支援	10
その他のサービス	
移動支援事業	12
日中一時支援事業	12
訪問入浴サービス	13
地域活動支援センター事業	13
福祉ホーム	13
<b>3 医療</b>	
重度心身障害者医療	14
自立支援医療（更生医療）	15
自立支援医療（育成医療）	16
自立支援医療（精神通院）	17
<b>4 福祉用具</b>	
日常生活用具	18
補装具	25
軽度・中等度難聴児補聴器購入費等助成事業	
	27
<b>5 経済支援</b>	
手当	
児童扶養手当	28
特別児童扶養手当	29
障害児福祉手当	30
特別障害者手当	31
重度心身障害者在宅介護手当	32
年金	
障害基礎年金	33
障害厚生年金	34
心身障害者扶養共済制度	34
税の軽減	
対象一覧	35
各種料金の割引・助成	
NHK 放送受信料の減免	40
携帯電話基本使用料等の割引	40
郵便料金等の優遇措置	41
NTT 番号案内サービス	41
その他	
生活福祉資金の貸付け	42
障害者向け住宅改修資金の助成	42
<b>6 交通・移動関係</b>	
バス運賃の割引	43
航空旅客運賃割引	43
JR 旅客運賃割引	44
有料道路障害者割引	45
タクシー料金の福祉割引制度	46
障害者外出支援券	46
人工透析通院への助成	47
通所交通費助成	47
自動車改造費の給付	48
自動車運転免許取得費の給付	48
道路の交通の規制に関する適用除外	
	49
思いやり駐車場利用証交付制度	50
<b>7 社会参加</b>	
コミュニケーション支援	
手話通訳者派遣	51
要約筆記者派遣	51
各種講習会	51
日常生活の援助	
食の自立支援	52
福祉サービス利用援助事業（かけはし）	
	52

## その他

「声の広報」の送付	53
盲導犬の利用	53
住民告知放送 FAX での情報伝達	53
緊急ファクシミリの設置	53
緊急通報装置の給付	54
メール119通報システム	54
NET119 緊急通報システム	54
ヘルプマーク・ヘルプカード	55

## 8 その他

成年後見制度利用支援事業	56
サポートファイル	56
障害者地域生活支援拠点事業	56

## 9 相談窓口

障害者福祉主管課・室	57
身体障害者相談員・知的障害者相談員	57
障害者相談支援事業所	58
関係機関等	58
市内の障害者福祉サービス事業所	61
市内作業所等	65

## サービス一覧

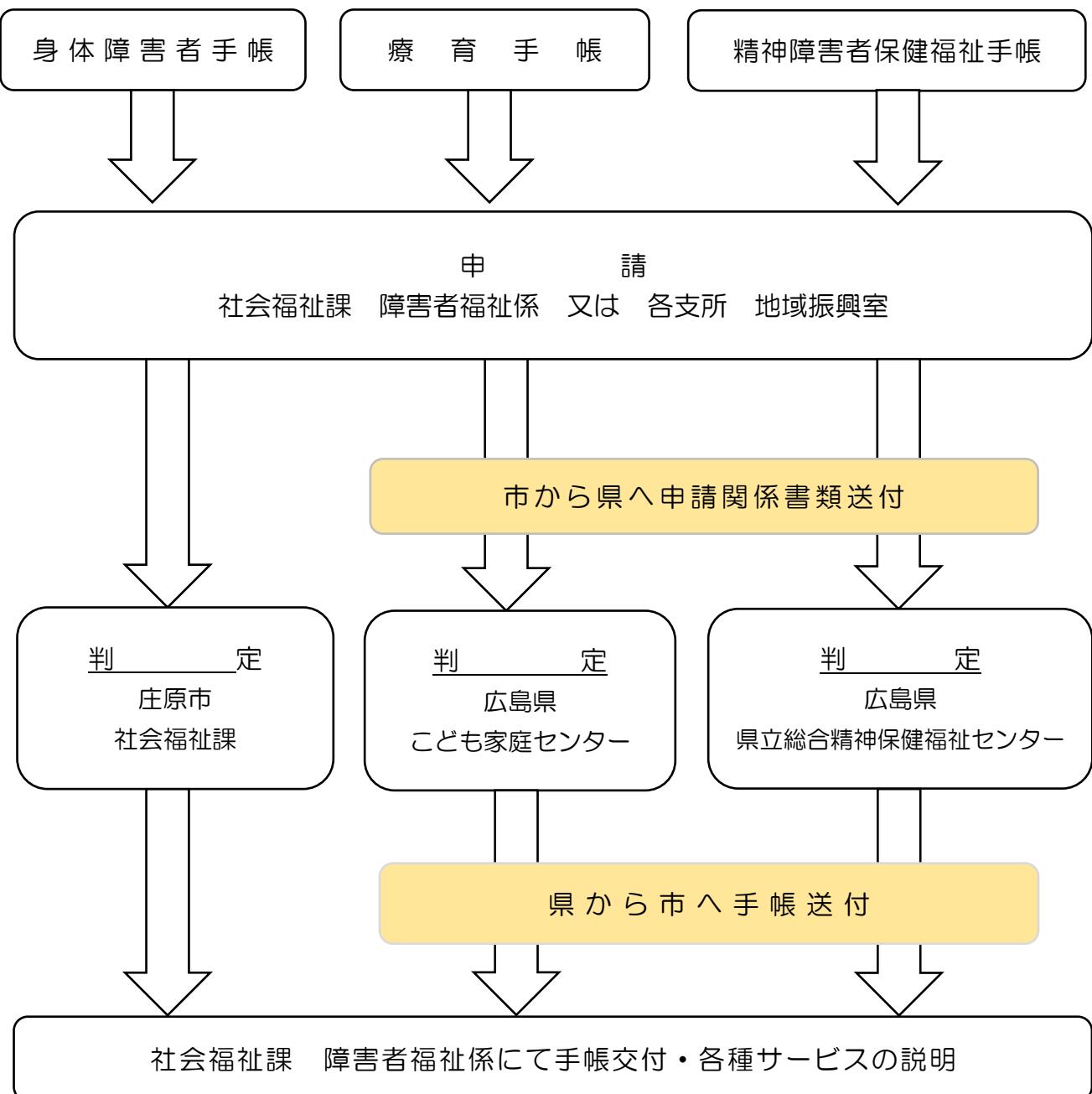
サービス一覧	67
--------	----

# 1 障害者手帳

障害者手帳は、障害のある人に交付される手帳のこと、「身体障害者手帳」「療育手帳」「精神障害者保健福祉手帳」の3つの種類があります。

手帳の交付を受けることにより、障害福祉サービスなどが利用できます。

## 障害者手帳交付の流れ



※ 申請から手帳交付までの期間は1ヶ月～2ヶ月程度です。(ただし、診断書に不備がある時は、2ヶ月以上かかる場合もあります。)

## ■ 身体障害者手帳

内 容	身体の機能に一定以上の障害があると認められた方に交付される手帳です。 障害程度の重度の方から順に、1級から6級まで区分されています。
対 象 者	上肢・下肢・体幹・目・耳・音声言語・心臓・呼吸器・じん臓・肝臓・ぼうこう・直腸・小腸・免疫に障害のある方。
交付申請に必要なもの	<p>① 身体障害者手帳交付申請書          ② 指定医師による「診断書・意見書」          　(障害の種類ごとに指定様式あり)          ③ 写真2枚 (たて4cm×よこ3cm)          ④ 個人番号確認書類 (個人番号カード、通知カード等)          ⑤ 本人確認書類 (写真つきの場合は1点、写真なしの場合は2点)</p>
再交付申請 その他届出	<p>○<b>身体障害者手帳再交付申請</b>          下記のとき、申請により再交付手続が可能です。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 障害者手帳の紛失 (「診断書・意見書」は不要です)</li> <li>・ 障害者手帳の破損 (「診断書・意見書」は不要です)</li> <li>・ 障害の追加</li> <li>・ 障害程度の変更</li> <li>・ 障害の再認定</li> </ul> <p>※ 身体の状態・治療内容等に変化が生じた場合には指定医師にご相談ください。</p> <p>○<b>身体障害者手帳返還届</b>          下記のとき、届出が必要となります。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 障害者手帳が不要になったとき</li> <li>・ 再認定の結果、障害に該当しなくなったとき</li> <li>・ 障害者手帳所持者が死亡したとき</li> </ul> <p>○<b>居住地等変更届</b>          下記のとき、届出が必要となります。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 居住地を変更したとき (転入・転居)</li> <li>・ 氏名に変更が生じたとき</li> </ul> <p>※ 上記の申請、届出について必要なものは事前にご確認ください。</p>
窓 口	社会福祉課 障害者福祉係 0824-73-1210 各支所 地域振興室 (57ページ参照・西城支所は②)

## ■ 療育手帳

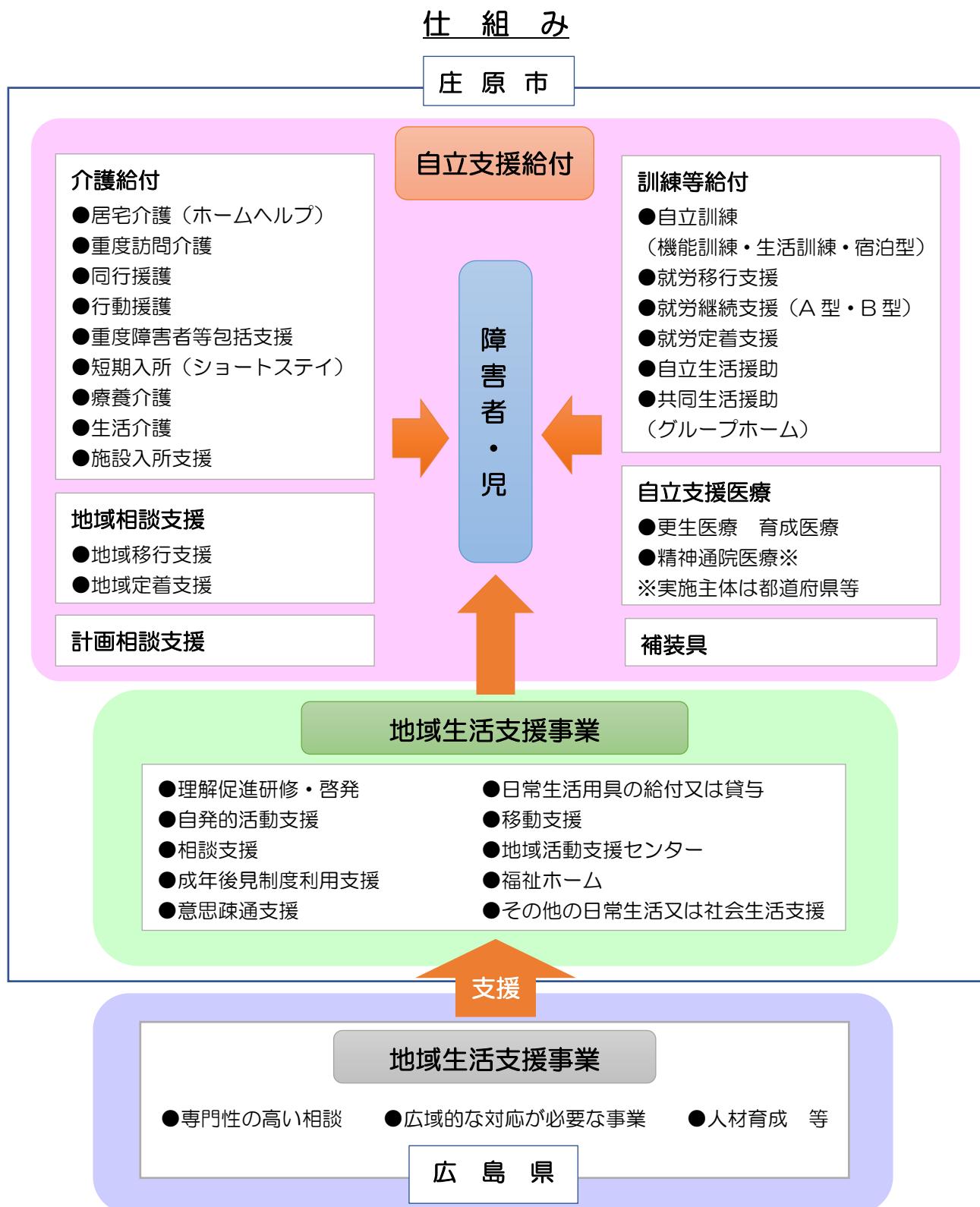
内 容	知的障害があると判定された方に交付される手帳です。 障害程度が重度の方から順にⒶ、A、Ⓑ、Bに区分されています。
対 象 者	知的機能の障害が発達期（18歳未満）にあらわれ、日常生活に支障が生じているため、何らかの支援を必要とする状態にあり、広島県こども家庭センターにおいて、知的障害の判定を受けた人（年齢制限等はなし）。
交付申請に必要なもの	<p>① 写真1枚（たて4cm×よこ3cm）      ② 身体障害者手帳（交付を受けている方のみ）      ※ 判定会で心理検査等の判定が必要です。判定会は予約制のため、<u>予約専用ダイヤル（082-400-9010）へ事前に予約受付をしてください。</u> 判定希望月の2か月前から予約が可能です。      ③ 個人番号確認書類（個人番号カード、通知カード等）      ④ 本人確認書類（写真つきの場合は1点、写真なしの場合は2点）</p>
再判定申請 その他届出	<p>○療育手帳再判定申請      年齢に応じて判定の期限を定めています。      次回判定年月が近づいたら、事前に更新手続きをしてください。      なお、再判定の際には必ず本人の写真が必要となりますのでご用意ください。</p> <p>○療育手帳再交付申請      手帳を紛失、破損あるいは記載するページがなくなった場合に行います。</p> <p>○療育手帳返還届      手帳の交付を受けた人が転出（他の都道府県又は広島市）又は死亡した場合などに行う手続きです。</p> <p>○療育手帳記載事項変更届      保護者又は障害者の住所・氏名などに変更が生じたときに行う手続きです。      なお、他県及び広島市からの転入の場合は、新たに療育手帳申請手続が必要です。</p> <p>※ 上記の申請、届出について必要なものは事前にご確認ください。</p>
窓 口	社会福祉課 障害者福祉係 0824-73-1210 各支所 地域振興室（57ページ参照・西城支所は②）

## ■ 精神障害者保健福祉手帳

内 容	一定程度の精神障害の状態にあることを認定するものです。等級は、精神疾患の状態と能力障害の状態の両面から総合的に判断され1級から3級まで区分されています。
対 象 者	精神疾患を有する人のうち、精神障害のため長期間にわたり日常生活又は社会生活への制約がある人。 統合失調症・気分（感情）障害・非定型精神病・てんかん・中毒精神病・器質性精神障害（認知症、高次脳機能障害など）・発達障害・その他の精神疾患の全てが対象ですが、知的障害（精神遅滞）は含まれません。
交付申請に必要なもの	① 診断書（所定の様式）又は、精神障害を支給事由とする年金証書等 ② 写真1枚（たて4cm×よこ3cm）※手帳に写真が必要な方のみ ③ 個人番号確認書類（個人番号カード、通知カード等） ④ 本人確認書類（写真つきの場合は1点、写真なしの場合は2点）
再認定申請 その他届出	<p>○更新申請 有効期限（2年間）が切れる3か月前から手続きを受け付けます。 ※ 市から更新のお知らせ等はありませんのでご注意ください。</p> <p>○再交付申請 手帳を紛失、破損した場合などに行います。</p> <p>○返還届 手帳の交付を受けた人が死亡した場合及び精神障害の状態がなくなった場合などに行います。</p> <p>○記載事項変更届 障害者の住所・氏名などに変更が生じたときに行う手続きです。 なお、他県及び広島市からの転入の場合は、新たに精神障害者保健福祉手帳の申請が必要です。</p> <p>※ 上記の申請、届出について必要なものは事前にご確認ください。</p>
窓 口	社会福祉課 障害者福祉係 0824-73-1210 各支所 地域振興室（57ページ参照・西城支所は②）

## 2 福祉サービス

障害者への福祉サービスの基本的な部分は、地域社会における共生の実現に向けての理念のもと、「障害者総合支援法（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律）」に規定されており、この法によって障害者の日常生活及び社会生活の総合的な支援を図ります。



## (1) 障害福祉サービス（自立支援給付）

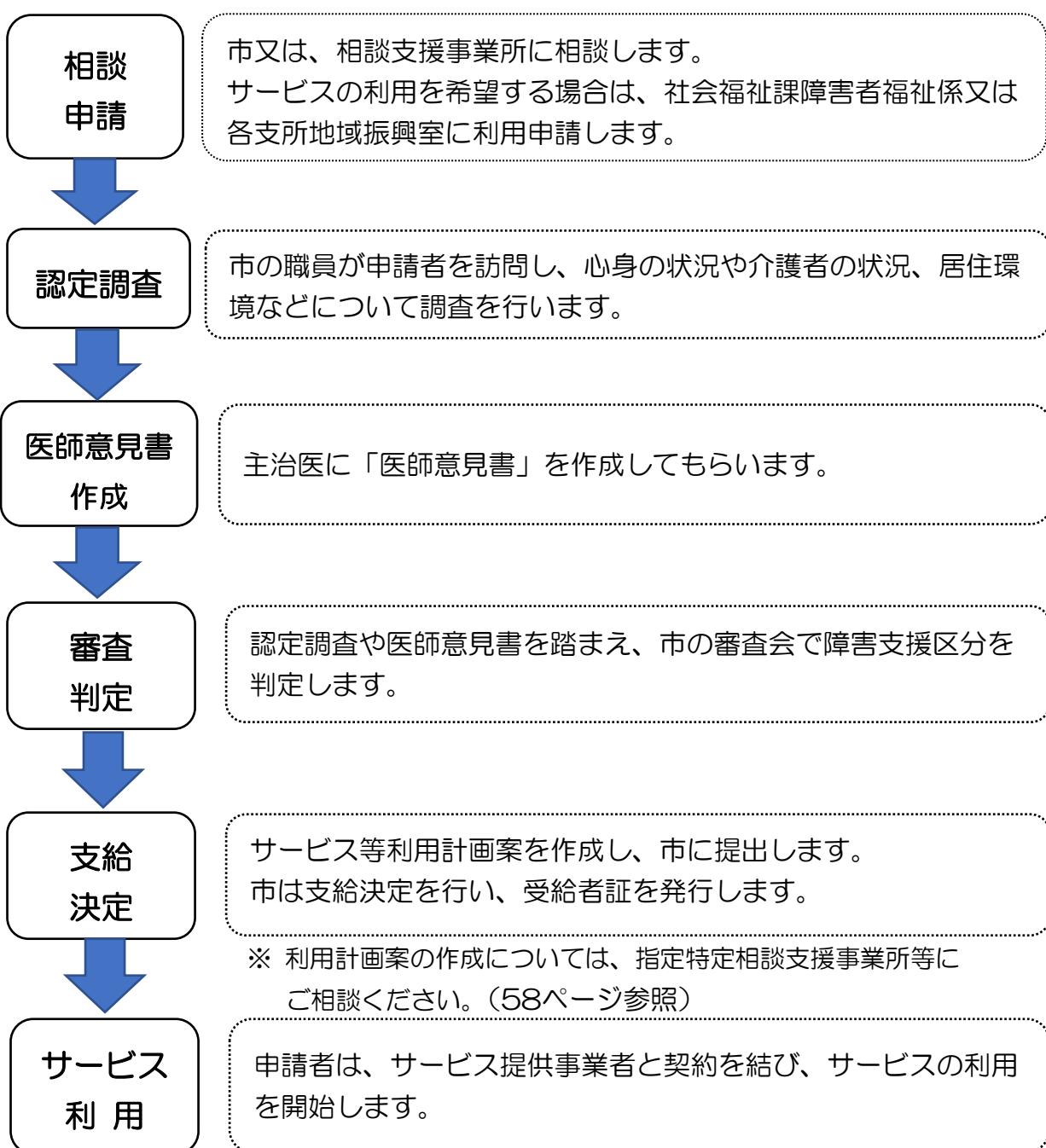
障害福祉サービス（自立支援給付）には、居宅介護や短期入所などの「介護給付」と機能訓練や生活訓練、就労移行支援などの「訓練等給付」があります。（次頁「対象サービス一覧」参照）

市は申請に基づき、認定調査を行い（介護給付の場合は障害支援区分の決定が必要）、受給者証を交付します。受給者証の交付を受けると、希望する事業者や施設との契約によりサービスが利用可能となります。

※ 介護保険制度の対象となる方については、障害福祉サービスに相当する介護保険サービスがある場合、介護保険サービスを優先的に利用していただくことになっています。

### 申請からサービス利用までの手続き

（申請から支給決定までは、2か月程度かかります。）



■ 介護給付      ※ オレンジ色の受給者証が発行されます。

サービスの種類	内 容	対象者
居宅介護 (ホームヘルプ)	自宅で、入浴、排せつ、食事の介護等を行います。	障害支援区分 1~6
重度訪問介護	重度の肢体不自由者等で常に介護を必要とする人に、自宅で、入浴、排せつ、食事の介護、外出時における移動支援などを総合的に行います。	障害支援区分 4~6
行動援護	自己判断能力が制限されている人が行動するときに、危険を回避するために必要な支援や外出支援を行います。	障害支援区分 3~6 (身体障害者を除く)
同行援護	視覚障害により、移動に著しい困難を有する人に、移動に必要な情報の提供（代筆、代読を含む）、移動の援護等の外出支援を行います。	視覚障害により著しい困難を有する障害者等
重度障害者等 包括支援	介護の必要性がとても高い人に、居宅介護等複数のサービスを包括的に行います。	障害支援区分 6
短期入所 (ショートステイ)	自宅で介護する人が病気の場合などに、短期間、夜間も含め施設で、入浴、排せつ、食事の介護等を行います。	障害支援区分 1~6
療養介護	医療と常時介護を必要とする人に、医療機関で機能訓練、療養上の管理、看護、介護及び日常生活の支援を行います。	障害支援区分 5~6 (身体障害者に限る)
生活介護	常に介護を必要とする人に、昼間、入浴、排せつ、食事の介護等を行うとともに、創作物的活動又は生産活動の機会を提供します。	障害支援区分 3~6
施設入所支援	施設に入所する人に、夜間や休日、入浴、排せつ、食事の介護等を行います。	障害支援区分 4~6

**■ 訓練等給付**

※ オレンジ色の受給者証が発行されます。

サービスの種類	内 容	対象者
自立訓練 (機能訓練)	自立した日常生活又は社会生活ができるよう、一定期間、身体機能・生活能力の向上のために必要な訓練を行います。	障害者
自立訓練 (生活訓練)	自立した日常生活又は社会生活ができるよう、一定期間、生活能力の向上のために必要な訓練を行います。	障害者
就労移行支援	一般企業等への就労を希望する人に、一定期間、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。	障害者 (65歳未満)
就労継続支援 (A型)	一般企業等での就労が困難な人に、働く場を提供するとともに、知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。 (雇用契約あり)	障害者 (就労開始時に65歳未満)
就労継続支援 (B型)	一般企業等での就労が困難な人に、働く場を提供するとともに、知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。 (雇用契約なし)	障害者
就労定着支援	一般就労へ移行した障害のある人が、就労に伴う環境変化による生活面の課題に対応できるよう、企業や自宅への訪問、来所により必要な支援を行います。	生活介護、自立訓練、就労移行支援又は就労継続支援を利用して一般就労した方
共同生活援助 (グループホーム)	夜間や休日、共同生活を行う住居において、相談や入浴、排せつ又は食事の介護その他の日常生活上の援助を行います。	障害者
自立生活援助	一人暮らしに必要な理解力・生活力等を補うため、定期的な居宅訪問や随時の対応により必要な支援を行います。	障害者

■ 相談支援      ※ オレンジ色の受給者証が発行されます。

サービスの種類		内 容	対象者
計画相談 支援	サービス利用 支援	利用するサービスの内容等を定めたサービス等利用計画案を作成し、支給決定が行われた後に、サービス事業者等との連絡調整を行うとともに、サービス等利用計画の作成を行います。	障害者
	継続サービス 利用支援	支給決定されたサービス等の利用状況の検証(モニタリング)を行い、サービス事業者等との連絡調整などを行います。	障害者
地域相談 支援	地域移行支援	施設に入所又は精神科病院に入院している方が、地域における生活に移行するための活動に関する相談等を行います。	障害者
	地域定着支援	居宅において単身等で生活する方に対し、常時の連絡体制を確保し、緊急時には相談、対応等必要な支援を行います。	障害者

※ 障害福祉サービスを利用する際には、サービス等利用計画が必要となります。

### ★ 利用者負担について ★

障害福祉サービスを利用した場合、利用者は、原則として、サービス利用に係る総費用の1割の金額を負担することになります。ただし、その金額が前年における世帯の市民税の課税状況に応じた負担上限月額を上回る場合は、負担上限月額の金額を負担することになります。

このほか、食費・光熱水費等の実費は、原則として利用者が負担します。

■自己負担上限月額

世帯の収入状況		負担上限月額
生活保護受給世帯		0円
市町村民税非課税世帯		0円
市民税課税世帯	所得割 16万円未満 ※共同生活援助利用者と20歳以上の施設入所者は除く	9,300円
	所得額 16万円以上 共同生活援助利用者と20歳以上の施設入所者	37,200円

●所得を判断する際の世帯の範囲は、次のとおりです。

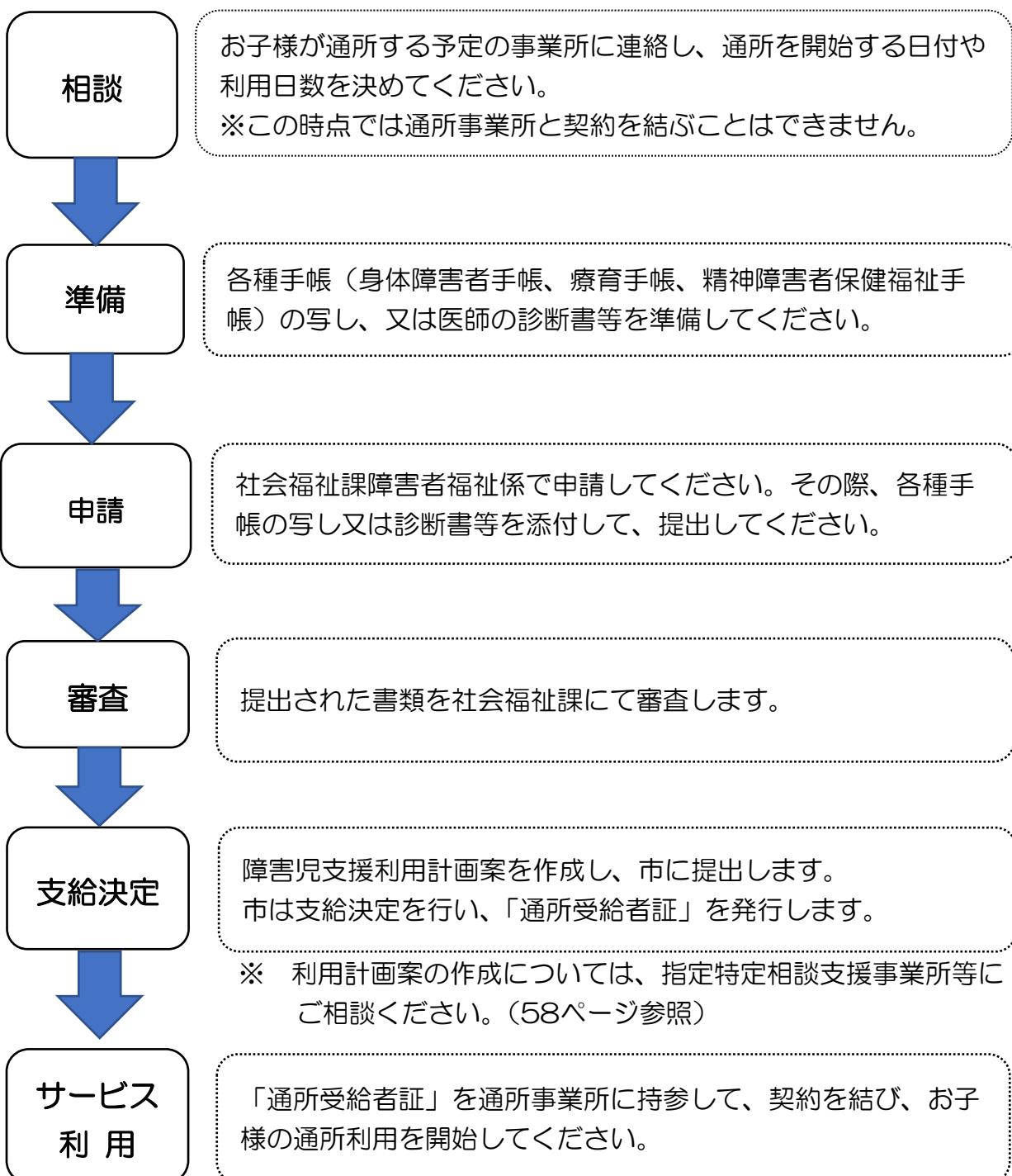
種 别	世帯の範囲
18歳以上の障害者 (施設に入所する18、19歳を除く)	障害のある人とその配偶者
障害児 (施設に入所する18、19歳を含む)	保護者の属する住民基本台帳での世帯

## (2) 障害児通所支援

障害児通所支援とは、児童福祉法に基づく支援で療育や訓練等が必要な児童に対して日常生活の基本的動作の指導、知識や技能の提供、集団生活への適応訓練等の支援を行うものです。

支援を受けるにあたっては、「通所受給者証」を取得する必要があります。受給者証の交付を受けますと、希望する事業者や施設との契約によりサービスが利用可能となります。

### 申請からサービス利用までの手続き



## 対象サービス一覧

※クリーム色の受給者証が発行されます。

サービスの種類	内 容	対 象 者
児童発達支援	未就学の障害のある児童に対して、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練等の支援を行います。	障害児
医療型 児童発達支援	障害のある児童を対象として、専門機関への通所により発達支援を行うとともに治療を行います。	障害児
居宅訪問型 児童発達支援	外出が著しく困難な障害のある児童を対象として、当該障害児の居宅を訪問して発達支援を行います。	障害児
放課後等 デイサービス	学校就学中等の障害のある児童が、放課後や夏休み等の長期休暇中において、生活能力向上のための訓練等を継続的に提供することで、学校教育と相まって障害児の自立を促進するとともに、放課後等の居場所づくりを行います。	障害児
保育所等訪問支援	専門的な支援が必要と認められる保育所等への入所児童を対象として、当該保育所等を訪問し、集団生活に適応できるよう専門的な支援を行います。	障害児

## ★ 利用者負担について ★

障害児通所支援を利用した場合、利用者は、原則として、サービス利用に係る総費用の1割の金額を負担することになります。ただし、その金額が前年における世帯の市民税の課税状況に応じた負担上限月額を上回る場合は、負担上限月額の金額を負担することになります。

※ 第2子以降の乳幼児がサービスを利用する場合は、負担額が軽減されることがあります。

### ■ 自己負担上限月額

世帯の収入状況		負担上限月額
生活保護受給世帯		0円
市町村民税非課税世帯		0円
市民税課税世帯	所得割 28万円未満	通所施設、ホームヘルプ利用の場合 4,600円
		入所施設利用の場合 9,300円
	所得割 28万円以上	37,200円

※ 障害児（施設に入所する18、19歳を含む）の世帯の範囲は、保護者の属する住民基本台帳での世帯です。

### (3) その他のサービス

#### ■ 移動支援事業

内 容	障害者等の外出及び余暇活動等の社会参加のための外出の際の移動を支援します。 ※ 重度訪問介護、行動援護、同行援護、重度障害者包括支援の対象者は、障害福祉サービスが優先されます。 【利用目的】 <ul style="list-style-type: none"><li>・買い物、イベントの参加、散歩など</li></ul> <p>※ 通勤、通年かつ長期にわたる外出への支援は対象外となります。</p>
対 象 者	(1) 身体障害者手帳の交付を受けた方であって、 障害の程度が1級、2級又は3級の方 (2) 療育手帳の交付を受けた方 (3) 精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた方であって、 障害の程度が1級又は2級の方 (4) 医師の診断書等により、発達障害があると認められた方
費 用	原則、利用料の1割負担（課税の状況によって異なります）
手 続 き	指定の申請書があります。電話又は窓口でご相談ください。
窓 口	社会福祉課 障害者福祉係 0824-73-1210 各支所 地域振興室（57ページ参照・西城支所は②）

#### ■ 日中一時支援事業

内 容	障害者等の日中における活動の場を確保し、障害者等を日常的に介護している家族に対し就労支援や一時的な休息を提供します。
対 象 者	(1) 障害支援区分認定において、区分1以上の認定を受けている方 (2) 障害支援区分と同程度の障害を有すると認められる障害児
費 用	原則、利用料の1割負担（課税の状況によって異なります）
手 続 き	指定の申請書があります。電話又は窓口でご相談ください。
窓 口	社会福祉課 障害者福祉係 0824-73-1210 各支所 地域振興室（57ページ参照・西城支所は②）

## ■ 訪問入浴サービス

内 容	自宅での入浴が困難な重度の身体障害がある方に対して、看護師等が定期的に訪問し室内でポータブル浴槽を使って入浴のお世話をします。
対 象 者	在宅の障害者で次のいずれにも該当する方 (1) 居宅介護、生活介護による入浴の利用が困難な状態の方 (2) 入浴が可能と認められる健康状態にある方 (3) 介護保険による訪問入浴サービスの対象でない方 (4) この事業の利用によらなければ入浴が困難な状態にある方
費 用	原則、利用料の1割負担(課税の状況によって異なります)
手 続 き	指定の申請書があります。電話又は窓口でご相談ください。
窓 口	社会福祉課 障害者福祉係 0824-73-1210 各支所 地域振興室(57ページ参照・西城支所は②)

## ■ 地域活動支援センター事業

内 容	一般企業で就労することが困難な障害者等に共同作業の場を設けて通所により創作活動や生産活動の機会を提供し、社会との交流の促進等の便宜を供与することにより、障害者等の地域支援を図る事業です。 (市内施設一覧 64ページ参照)
対 象 者	身体障害のある方、知的障害のある方、精神障害のある方
費 用	サービス提供に係る利用料、食費・光熱水費などの実費 (施設によって異なります。)
手 続 き	指定の申請書があります。電話又は窓口でご相談ください。
窓 口	社会福祉課 障害者福祉係 0824-73-1210 各支所 地域振興室(57ページ参照・西城支所は②)

## ■ 福祉ホーム

内 容	住居を必要としている人に、低額な料金で、居室等を提供するとともに、日常生活に必要な支援を行います。
対 象 者	家庭環境、住宅事情等の理由により居宅において生活することが困難な障害のある方
費 用	室料、光熱水費など(各施設が設定した料金となります。)
窓 口	福祉ホーム事業所(63ページ参照) 社会福祉課 障害者福祉係 0824-73-1210

### 3 医療

障害に係る医療費の負担を軽減するため、自立支援医療と、重度の心身障害者（児）の医療費助成などを行っています。

#### ■ 重度心身障害者医療

内 容	重度心身障害者（児）が、医療機関で医療を受けた場合の医療費（入院時の食事に係る標準負担相当額等を除く。）の一部を助成します。
対 象 者	次のいずれかの手帳をお持ちの方 ① 身体障害者手帳 1級・2級・3級 ② 療育手帳 Ⓐ・A・Ⓑ ③ 精神障害者保健福祉手帳 1級（自立支援医療受給者証〔精神通院〕所持者に限る） ※ 本人、配偶者及び同居の扶養義務者に一定以上の所得がある場合は対象となりません。ただし、人工呼吸器などを常時装着されている方を除く。
費用負担	1日あたり 200 円（医療機関ごと） 同じ医療機関で受診される場合の1か月の負担は入院 14 日まで、通院 4 日までとなります。（精神障害者保健福祉手帳所持者は通院のみ）
申請に必要なもの	① 身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳及び自立支援医療受給者証（精神通院）のいずれか ② 保険者証
窓 口	保健医療課 医療予防係 0824-73-1155 各支所 地域振興室（57 ページ参照・西城支所は①）

## ■ 自立支援医療（更生医療）

内 容	身体障害者（18歳以上）の障害の除去、又は軽減により日常生活を容易にするための医療費の給付を行っています。
対 象 者	身体障害者手帳を所持している18歳以上の方
費用負担	自己負担額は原則として医療費の1割です。 医療保険単位の世帯ごとの所得（市町村民税の課税状況等）等に応じ、月ごとの負担に上限が設けられる場合があります。
利用方法	市より受給者証の交付を受け、県より指定を受けた医療機関と薬局で受診します。（受給者証に記載された病院等のみが対象） 更新や受給者証の記載内容に変更がある場合は、手續が必要です。
申 請 に 必 要 な も の	<p>① 自立支援医療費支給認定申請書      ② 世帯調書      ③ 医師が作成する所定の意見書      ④ 健康保険証（コピー）      ※ 健康保険等で申請者が被扶養者となる場合は、申請者利用の保険証の写しと、被保険者の保険証の写しが必要      ⑤ 身体障害者手帳      ⑥ 個人番号確認書類（個人番号カード、通知カード等）      ⑦ 市民税課税状況がわかる書類      ※ 詳しくはお問い合わせください。      ⑧ 非課税世帯で、申請者が障害年金、特別障害者手当等を受けていいる場合は、受給額が分かる資料      ⑨ 特定疾病療養受療証のコピー（お持ちの方のみ）  <b>※ 原則事前申請です。</b></p>
窓 口	社会福祉課 障害者福祉係 0824-73-1210 各支所 地域振興室（57ページ参照・西城支所は②）

### ○対象となる障害と標準的な治療の例

対象となる障害	標準的な治療	
視覚障害	網膜剥離手術、角膜移植術など	
聴覚障害	穿孔閉鎖術、形成術（外耳性難聴）など	
言語障害	形成術（発音構語障がい）、歯科矯正など	
肢体不自由	形成術（関節拘縮、関節硬直）、人工関節置換術など	
内部 障害	心臓	弁口、心室心房中隔に対する手術、ペースメーカー埋込み手術など
	じん臓	人工透析療法、腎移植術（抗免疫療法含む）など
	小腸	中心静脈栄養法など
	免疫	抗HIV療法、免疫調節療法など
	肝臓	肝臓移植術、抗免疫療法など

## ■ 自立支援医療（育成医療）

内 容	身体に障害がある又はそのまま放置すると将来障害を残すと認められる疾患がある児童（18歳未満）が、その障害を除去・軽減する確実な効果が期待できる手術等の治療を行う場合に医療費の給付を行っています。
対 象 者	18歳未満の、現在又は将来において機能障害を残す方で、手術を前提とした入院及び手術後に確実な治療効果（機能の回復）が見込まれる方。 なお、給付の対象者は、身体障害者手帳の有無は問いません。 ※ 世帯（原則同一保険加入者）の所得により対象とならない場合があります。
費用負担	自己負担額は原則として医療費の1割です。 医療保険単位の世帯ごとの所得（市町村民税の課税状況等）等に応じ、月ごとの負担に上限が設けられる場合があります。
利用方法	市より受給者証の交付を受け、県より指定を受けた医療機関と薬局で受診します。（受給者証に記載された病院等のみが対象） 更新や受給者証の記載内容に変更がある場合は、手續が必要です。
申 請 に 必 要 な も の	<p>① 自立支援医療費支給認定申請書      ② 世帯調書      ③ 指定医師が作成する所定の意見書      ④ 健康保険証（コピー） ※ 同じ医療保険に加入している方全員      ⑤ 保護者、本人の個人番号確認書類      　　（個人番号カード、通知カード等）      ⑥ 保護者の本人確認書類      ⑦ 市民税課税状況がわかる書類      　　※ 詳しくはお問い合わせください。  <b>※ 緊急手術以外は原則事前申請です。</b></p>
窓 口	社会福祉課 障害者福祉係 0824-73-1210 各支所 地域振興室（57ページ参照・西城支所は②）

### ○対象となる障害

- (1) 視覚障害によるもの
- (2) 聴覚、平衡機能の障害によるもの
- (3) 音声機能、言語機能、又はそしゃく機能の障害によるもの
- (4) 肢体不自由によるもの
- (5) 心臓、腎臓、呼吸器、ぼうこう若しくは直腸、小腸又は肝臓の機能の障害によるもの
- (6) 先天性の内臓の機能の障害によるもの (5) に掲げるものを除く
- (7) ヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能の障害によるもの

## ■ 自立支援医療（精神通院）

内 容	精神障害者の医療の確保を容易にするために行われる通院医療の医療費の給付を行っています。
対 象 者	通院による治療を継続的に必要とする程度の状態の精神障害（てんかんを含む。）を有する方。
費用負担	自己負担額は原則として医療費の1割です。 医療保険単位の世帯ごとの所得（市町村民税の課税状況等）等に応じ、月ごとの負担に上限が設けられる場合があります。
利用方法	広島県の審査を経て受給者証を交付します（交付まで通常約2ヶ月を要します）。 県より指定を受けた医療機関と薬局で受診します。（受給者証に記載された病院等のみが対象） 有効期限は1年間で、更新や受給者証の記載内容に変更がある場合はその都度、手續が必要です。
申 請 に 必 要 な も の	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 自立支援医療費支給認定申請書</li> <li>② 世帯調書</li> <li>③ 所定の診断書</li> </ul> <p>※ 更新申請を有効期日内に申請する際の診断書提出は2年に1度です。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>④ 健康保険証（コピー）</li> <li>⑤ 個人番号確認書類（個人番号カード、通知カード等）</li> <li>⑥ 本人確認書類 (写真つきの場合は1点、写真なしの場合は2点)</li> <li>⑦ 市民税課税状況がわかる書類</li> </ul> <p>※ 詳しくはお問い合わせください。</p>
窓 口	社会福祉課 障害者福祉係 0824-73-1210 各支所 地域振興室（57ページ参照・西城支所は②）

## 4 福祉用具

障害のある人の職業活動や日常生活を容易にするための義手、義足、車椅子、補聴器などを購入・修理する際の補装具費の支給や日常生活の便宜を図るための障害に応じた日常生活用具の給付を行っています。

### ■ 日常生活用具

内 容	主に在宅の障害者の方に、日常生活の利便を図るため、用具を給付しています。 ※ 介護保険の対象となる方については、障害福祉サービスに相当する介護保険サービスがある場合、介護保険サービスを優先的に利用していただくことになっています。 ※ 購入前に必ず申請してください。個人で購入された用具は助成できません。
種類及び対象	日常生活用具一覧表参照（次頁以降） ※ 表中における「単身に準ずる世帯」とは、該当障害者の同居家族が障害者、高齢者または18歳未満の者のみの世帯のことといいます。
費 用	原則1割負担となります。（課税の状況によって異なります） ※ 限度額を超えた場合は、超えた金額について負担が必要です。 ※ 修理については全額自己負担となります。
必要なもの	① 日常生活用具給付申請書 ② 身体障害者手帳 療育手帳 精神障害者保健福祉手帳 難病等の方は所定の意見書 ③ 給付を希望する用具の詳細が確認できるカタログ等  ※ 難病等の方は、広島県特定医療費（指定難病）受給者証、広島県特定疾患医療受給者証を所持している場合には併せてお持ちください。
窓 口	社会福祉課 障害者福祉係 0824-73-1210 各支所 地域振興室（57ページ参照・西城支所は②）

## 日常生活用具一覧表

用具の種類・品目		障害及び程度	基 準 額	耐用年数
介護・訓練支援用具	特殊寝台	移動、下肢若しくは体幹機能障害で2級以上の身体障害者又は寝たきりの状態にある難病患者等	159,200 円	8年
	訓練用ベッド	移動、下肢若しくは体幹機能障害で2級以上の身体障害者又は移動、下肢若しくは体幹機能に障害のある難病患者等		
	特殊マット	移動、下肢若しくは体幹機能障害で2級以上の身体障害者、A以上の知的障害者又は寝たきりの状態にある難病患者等	80,000 円	5年
	特殊尿器	移動、下肢若しくは体幹機能障害で1級の身体障害者又は自力で排尿できない難病患者等	67,000 円	
	入浴担架	移動、下肢若しくは体幹機能障害で2級以上の身体障害者又は移動、下肢若しくは体幹機能に障害のある難病患者等	82,400 円	
	体位変換器	移動、下肢若しくは体幹機能障害で2級以上の身体障害者又は寝たきりの状態にある難病患者等	15,000 円	
	移動用リフト	移動、下肢若しくは体幹機能障害で2級以上の身体障害者又は移動、下肢若しくは体幹機能に障害のある難病患者等	300,000 円	8年
自立生活支援用具	訓練いす	移動、下肢若しくは体幹機能に障害のある難病患者等	33,100 円	5年
	入浴補助用具	移動、下肢若しくは体幹機能障害で2級以上の身体障害者又は入浴に介護を要する難病患者等	100,000 円	4年
	便器	移動、下肢若しくは体幹機能障害で2級以上の身体障害者又は常時介護を要する難病患者等	20,000 円	8年

## 日常生活用具一覧表

用具の種類・品目	障害及び程度	基 準 額	耐用年数
自立生活支援用具	手すり	移動、下肢若しくは体幹機能障害で2級以上の身体障害者又は常時介護を要する難病患者等	5,400 円 8年
	頭部保護帽	移動、平衡、下肢若しくは体幹機能障害の身体障害者、発作等により頻繁に転倒するA以上の知的障害者若しくは2級以上の精神障害者又は難病患者等	37,000 円 2年
	T字状・棒状のつえ	移動、平衡、下肢若しくは体幹機能障害の身体障害者又は難病患者等	4,200 円 3年
	移動・移乗支援用具	移動、下肢若しくは体幹機能障害で第1種、平衡機能障害で3級の身体障害者又は移動、下肢、体幹機能若しくは平衡機能に障害のある難病患者等	60,000 円
	特殊便器	上肢機能障害2級以上の身体障害者、A以上の知的障害者又は上肢機能に障害のある難病患者等	151,200 円
	火災警報器	移動、下肢、体幹機能、視覚若しくは聴覚障害で2級以上の身体障害者、マルB以上の知的障害者若しくは2級以上の精神障害者又は移動、下肢、体幹機能、視覚若しくは聴覚に障害のある難病患者等（単身又は単身に準ずる世帯と認められる者に限る。）	22,000 円 8年
	自動消火器	移動、下肢、体幹機能、視覚若しくは聴覚障害で2級以上の身体障害者、マルB以上の知的障害者若しくは2級以上の精神障害者又は火災発生の感知及び避難が著しく困難な難病患者等（単身又は単身に準ずる世帯と認められる者に限る。）	28,700 円
	電磁調理器	視覚障害2級以上の身体障害者、知的障害者又は2級以上の精神障害者（単身又は単身に準ずる世帯と認められる者に限る。）	41,000 円 6年

## 日常生活用具一覧表

用具の種類・品目		障害及び程度	基 準 額	耐用年数
自立生活支援用	歩行時間延長信号機用 小型送信機	視覚障害2級以上の身体障害者	7,000 円	10 年
	聴覚障害者用屋内信号 装置	聴覚障害2級の身体障害者（単身又は単身に準ずる世帯と認められる者に限る。）	87,400 円	
在宅療養等支援用具	透析液加温器	じん臓機能障害3級以上の身体障害者又はじん臓機能に障害のある難病患者等	51,500 円	5 年
	ネブライザー（吸入器）	呼吸器、上肢若しくは体幹機能障害で3級以上の身体障害者又は呼吸器、上肢若しくは体幹機能に障害のある難病患者等（上肢、体幹機能の障害者及び難病患者等は医師の意見書が必要）	36,000 円	
	電気式たん吸引器	呼吸器、上肢若しくは体幹機能障害で3級以上の身体障害者又は呼吸器、上肢若しくは体幹機能に障害のある難病患者等（上肢、体幹機能の障害者及び難病患者等は医師の意見書が必要）	56,400 円	10 年
	酸素ボンベ運搬車	医療保険に定める在宅酸素療法を行う身体障害者又は難病患者等	17,000 円	
視覚障害者用音声体温計			9,000 円	5 年
		視覚障害2級以上の身体障害者（単身又は単身に準ずる世帯と認められる者に限る。）	18,000 円	
			15,600 円	
パルスオキシメーター (血中酸素測定器)	対象者が容易に使用できるもの	呼吸、心臓若しくは同様機能の身体障害者又は呼吸、心臓若しくは同様機能に障害のある難病患者等（同様機能の障害者及び難病患者等は医師の意見書が必要）	50,000 円	

## 日常生活用具一覧表

用具の種類・品目			障害及び程度	基 準 額	耐用年数
在宅療養等支援用具	パルスオキシメーター（血中酸素測定器）	呼吸状態を継続的にモニタリングすることができる機能を有し、対象者が容易に使用できるもの	呼吸、心臓若しくは同様機能の身体障害者であり、人工呼吸器の装着が必要なもの又は人工呼吸器の装着が必要な難病患者等（医師の意見書が必要）	157,500 円	5年
情報・意思疎通支援用具	携帯用会話補助装置		音声・言語機能又は著しい発声・発語障害の身体障害者	98,800 円	
	情報・通信支援用具		上肢機能又は視覚障害で2級以上の身体障害者	110,000 円	
	点字ディスプレイ		視覚障害2級以上の身体障害者（点字が読める者に限る。）	383,500 円	
	点字器（点筆を含む。）	標準型（両面）	視覚障害2級以上の身体障害者	12,000 円	7年
		携帯用（片面）		8,000 円	5年
	点字タイプライター		視覚障害2級以上の身体障害者（原則として就学若しくは就労しているか、又は就労が見込まれる者に限る。）	63,100 円	
	視覚障害者用 ポータブルレコーダー	録音再生機	視覚障害2級以上の身体障害者	85,000 円	
		再生専用機		35,000 円	
		視覚障害者用 音声ICタグレコーダー		63,000 円	
		視覚障害者用活字文書 読み上げ装置		99,800 円	
	視覚障害者用拡大読書器	視覚障害の身体障害者	198,000 円	8年	
	視覚障害者用音声読み上げ兼拡大読書器	視覚障害2級以上の身体障害者	207,900 円		
	視覚障害者用時計	触読式時計	視覚障害2級以上の身体障害者	10,300 円	10年
		音声時計	視覚障害2級以上の身体障害者（原則として、触読式時計の使用が困難な者に限る。）	13,300 円	

## 日常生活用具一覧表

用具の種類・品目		障害及び程度	基 準 額	耐用年数
情報・意思疎通支援用具	聴覚障害者用通信装置 (ファックス等)	聴覚障害3級以上又は著しい発声・発語障害の身体障害者	71,000円	5年
	聴覚障害者用情報受信装置	聴覚障害3級以上の身体障害者	88,900円	6年
	人工喉頭	笛式 電動式	喉頭を摘出した音声・言語機能障害の身体障害者	8,300円 70,100円
			月額 24,200円 (月単位で6月以内)	5年
	埋込型人工喉頭用人工鼻	喉頭を摘出した音声・言語機能障害の身体障害者であって、常時埋込型の人工喉頭を使用する者	月額 24,200円 (月単位で6月以内)	-
排泄管理支援用具	点字図書	視覚障害の身体障害者（点字が読める者に限る。）	点字図書価格から一般図書の購入価格相当を控除した額	
	ストーマ装具	蓄便袋 蓄尿袋	月額 11,000円 (月単位で6月以内)	-
			月額 12,000円 (月単位で6月以内)	-
	紙おむつ等	脳原性運動機能障害の身体障害者 直腸又はぼうこう機能障害の身体障害者（ストーマ装具の装着が困難、先天性疾患に起因する神経障害（二分脊椎）又は先天性鎖肛による肛門形成術後の者に限る。）	月額 12,400円 (月単位で6月以内)	-
	洗腸装具		17,200円	6月
収尿器	男性用	高度排尿機能障害の身体障害者	7,700円	1年
	女性用		8,500円	

## 日常生活用具一覧表

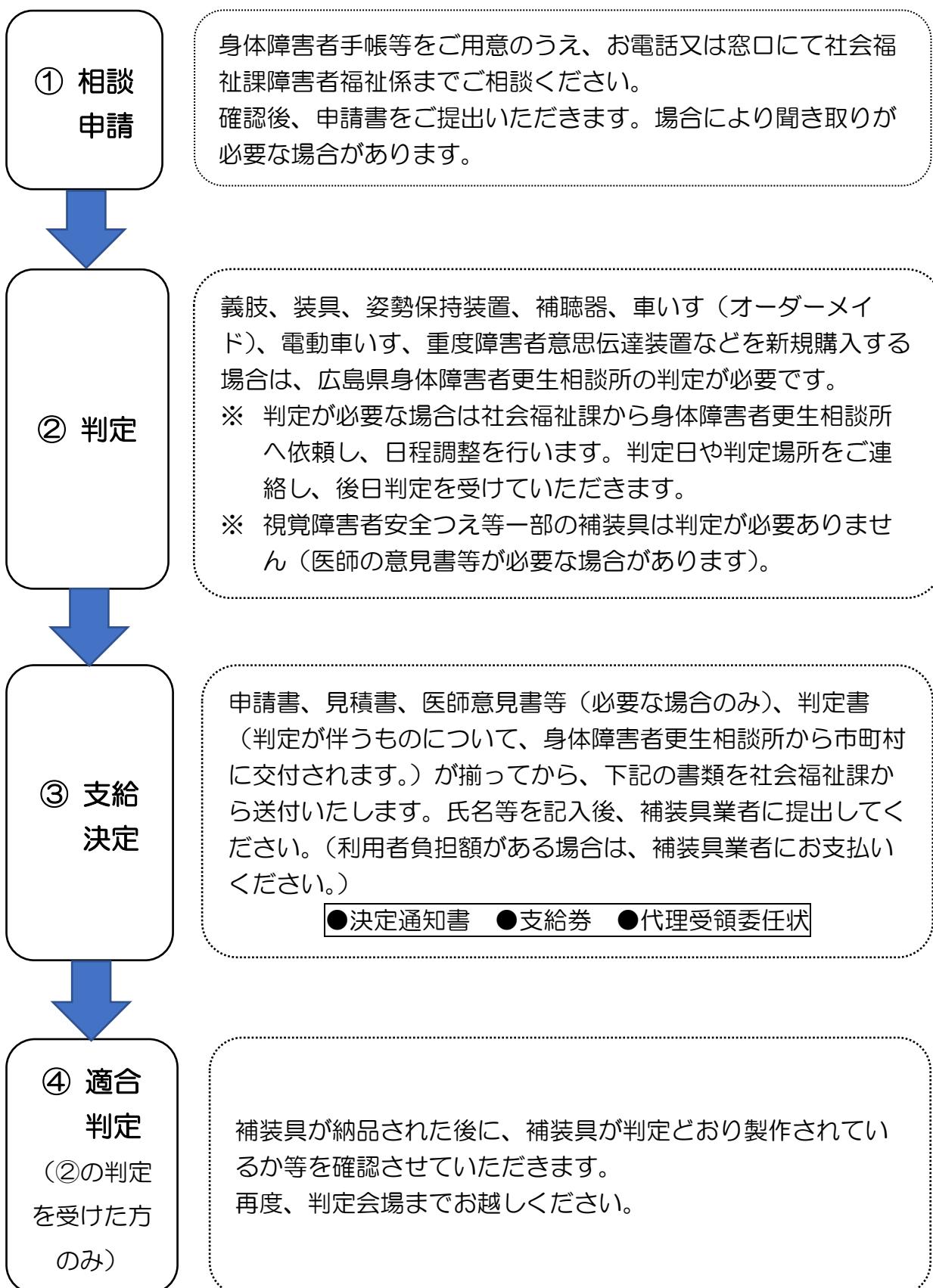
用具の種類・品目		障害及び程度	基 準 額	耐用年数
住宅改修費	居宅生活動作補助用具	手すりの取付け ほか	※詳細については、42 ページ参照	

## ■ 補装具

内 容	<p>身体上の障害を補うための用具を購入・修理・借受けをする際に補装具費の支給を行っています。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・視覚障害者（児） ……視覚障害者安全つえ、義眼、眼鏡</li> <li>・聴覚障害者（児） ……補聴器</li> <li>・肢体不自由者（児） ……義肢、装具、姿勢保持装置、車椅子、電動車椅子、歩行器、歩行補助つえ</li> <li>・肢体不自由児 …………座位保持椅子、起立保持具、頭部保持具、排便補助具</li> <li>・重度の両上下肢及び音声・言語機能障害者（児） …………重度障害者用意思伝達装置</li> </ul> <p>※ 原則として補装具一種目につき、支給対象となるのは一個です  <u>※ 購入・修理する前に必ず申請してください。</u></p>
対 象 者	<p>身体障害者手帳を持っている方又は難病等の方で、広島県の判定を受け、補装具の交付が認められた方（視覚障害者安全つえ等一部の補装具を除く）</p> <p>※ 労災保険の対象となる方は、当該制度からの支給が可能な場合があります。</p> <p>※ 世帯の所得により対象とならない場合があります。</p>
費 用	<p>原則 1割負担となります。（課税の状況によって異なります）</p> <p>※ 限度額を超えた場合は、超えた金額について負担が必要です。</p>
必要なもの	<p>① 補装具費（購入・修理）支給申請書</p> <p>② 身体障害者手帳（難病等の方は、所定の意見書）</p> <p>③ 個人番号確認書類（個人番号カード、通知カード等）</p> <p>※ 児童（18歳未満）の場合は本人の個人番号確認書類に加え、保護者の個人番号確認書類および本人確認書類も必要となります。</p> <p>④ 広島県特定医療費（指定難病）受給者証、広島県特定疾患医療受給者証（お持ちの方のみ）</p> <p>※ 児童（18歳未満）で補装具作成の場合、所定の意見書が必要になります。</p> <p>※ 所定の意見書が必要になる場合があります。詳しくはお問い合わせください。</p>
窓 口	<p>社会福祉課 障害者福祉係 0824-73-1210</p> <p>各支所 地域振興室（57 ページ参照・西城支所は②）</p>

## 補装具の購入のための申請から支給決定の流れ

(18歳以上の例)



## ○ 18歳未満の方の補装具購入の場合

原則として申請書と医師の意見書等を提出していただき、市町村が判断して支給決定いたします。18歳未満で補装具が交付されていた場合でも、18歳以上になって初めて交付申請をする場合は、前項と同じ流れになります。

## ○ 修理の場合（18歳未満・18歳以上共に）

補装具の種類・修理の状況によりますが、申請書の提出後、補装具業者に連絡して庄原市長宛の見積書を提出していただくことで対応できる場合があります。

### ★ 利用者負担について ★

利用者負担については、原則として1割を利用者が負担することとなっています。ただし、世帯の所得に応じて、下表のとおり負担上限額が設定されています。

世帯類型	負担上限月額
生活保護世帯・世帯全員が市民税非課税の世帯	0円
市民税課税世帯	37,200円

- ※ 限度額を超えた場合は、超えた金額について自己負担が必要です。
- ※ 利用者が18歳以上の場合、世帯に市民税所得割額が46万円以上の方がいる場合は支給対象外となります。

●所得を判断する際の世帯の範囲は、次のとおりです。

- ・18歳以上の障害者（施設に入所する18、19歳を除く）：障害のある人とその配偶者
- ・障害児（施設に入所する18、19歳を含む）：保護者の属する住民基本台帳での世帯

## ■ 軽度・中等度難聴児補聴器購入費等助成事業

内 容	身体障害者手帳の交付対象とならない軽度・中等度難聴児の補聴器購入や修理に要する費用の一部を助成します。
対 象 者	満18歳未満で両耳の聴力レベルが原則として30デシベル以上70デシベル未満の方で身体障害者手帳の交付対象とならない方 ※ 世帯の所得により対象とならない場合があります
費 用	補聴器の種類に応じ定めた基準額を上限とし、補聴器購入費等と基準額と比較して少ない方の額の1/3が自己負担。 (一定所得以上の場合は助成の対象外)
必 要 な も の	① 軽度・中等度難聴児補聴器購入費等助成金交付申請書 ② 医師の意見書（市の様式による） ③ 意見書に基づき補聴器販売業者が作成した見積書
窓 口	社会福祉課 障害者福祉係 0824-73-1210 各支所 地域振興室（57ページ参照・西城支所は②）

## 5 経済支援

障害のある人やその家族の安定した生活を支援するため、障害基礎年金や各種手当などが支給されます。

また、生活の安定を図るため、所得税法などによって税の軽減が図られています。

### (1) 手当

#### ■ 児童扶養手当

内 容	<p>父又は母と生計を同じくしていない児童や、政令で定める程度の障害がある児童（満18歳の年度末に達するまで。政令で定める程度の障害がある児童は20歳未満）について、その児童の父、母又は養育者に支給されます。</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・児童1人の場合…全額支給 45,500円（月額） 一部支給 10,740円～45,490円（月額）</li><li>・児童2人以上の場合の加算額 …2人目全額支給 10,750円（月額） 一部支給 5,380円～10,740円（月額） 3人目以降1人につき全額支給 6,450円（月額） 一部支給 3,230円～6,440円（月額）</li></ul> <p>原則として1月、3月、5月、7月、9月、11月にそれぞれ前月分までを支給します。</p>
対 象 者	<p>児童の母又は父が一定の障害を有する場合に、当該児童を養育する他の保護者</p> <p>※ ただし、次のいずれかに該当する場合は、対象から除かれます。</p> <ul style="list-style-type: none"><li>① 児童が里親に委託されている場合</li><li>② 児童が児童福祉施設等に入所している場合</li><li>③ 請求者及び同居の扶養義務者の前年所得が限度額を超えている場合</li><li>④ 児童の障害を事由として公的年金を受給している場合</li></ul> <p>※ この手当は、離婚等による母又は父の不在など、その他の要件によっても支給されます。</p>
必 要 な も の	<ul style="list-style-type: none"><li>① 戸籍謄本</li><li>② 年金手帳</li><li>③ 請求者と対象児童の健康保険証</li><li>④ 振込先金融機関の通帳</li><li>⑤ その他添付書類 ※詳しくはお問い合わせください</li></ul>
窓 口	児童福祉課 児童福祉係 0824-73-1192 各支所 地域振興室（57ページ参照・西城支所は②）

## ■ 特別児童扶養手当

内 容	身体、知的又は精神に重度又は中度の障害のある 20 歳未満の児童を監護している保護者に支給されます。  • 1 級障害…55,350 円（月額） • 2 級障害…36,860 円（月額） 原則として4月、8月、11月に支給します。
対 象 者	身体・知的又は精神に中・重度の障害がある 20 歳未満の児童を監護する父、母又は父母に代わってその児童を養育している方 ※ ただし、次のいずれかに該当する場合は、対象から除かれます。 ① 児童の障害を事由として公的年金を受給している場合 ② 児童が児童福祉施設等に入所している場合 ③ 父、母又は養育者及び同居の扶養義務者の前年所得が限度額を超えている場合
必要なもの	① 戸籍謄本 ② 療育手帳、身体障害者手帳又は精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方はその手帳 ③ 診断書（手帳の内容によって省略できる場合あり） ④ 振込先金融機関の通帳 ⑤ その他添付書類 ※詳しくはお問い合わせください
窓 口	社会福祉課 障害者福祉係 0824-73-1210 各支所 地域振興室（57 ページ参照・西城支所は②）

## ■ 障害児福祉手当

内 容	<p>身体、知的又は精神に重度の障害があるため、日常生活において常時の介護を必要とする程度の障害の状態にある在宅の20歳未満の児童に支給されます。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>• 支給額 15,690円（月額）</li> </ul> <p>原則として5月、8月、11月、2月にそれぞれ前月分までを支給します。</p>
対 象 者	<p>身体・知的又は精神に重度の障害があり、日常生活において常に介護が必要な方</p> <p>※ ただし、次のいずれかに該当する場合は、対象から除かれます。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>① 障害を事由とする年金を受給している場合</li> <li>② 施設に入所している場合</li> <li>③ 対象者又は配偶者及び同居の扶養義務者の前年所得が限度額を超えている場合</li> </ul>
必要なもの	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 障害児福祉手当認定請求書</li> <li>② 障害児福祉手当所得状況届</li> <li>③ 認定診断書（所定の様式）</li> <li>④ 療育手帳、身体障害者手帳又は精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方はその手帳</li> <li>⑤ 本人および保護者の個人番号確認書類 (個人番号カード、通知カード等)</li> <li>⑥ 本人および保護者の本人確認書類 (写真つきの場合は1点、写真なしの場合は2点)</li> <li>⑦ 振込先の金融機関口座を確認できるもの（通帳等）</li> </ul>
窓 口	<p>社会福祉課 障害者福祉係 0824-73-1210 各支所 地域振興室（57ページ参照・西城支所は②）</p>

## ■ 特別障害者手当

内 容	<p>身体、知的又は精神に著しく重度の障害があるため、日常生活において常時特別の介護を必要とする程度の障害の状態にある在宅の 20 歳以上の方に支給されます。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>• 支給額 28,840 円（月額）</li> </ul> <p>原則として5月、8月、11月、2月にそれぞれ前月分までを支給します。</p> <p>原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律に基づく介護手当を受給している方は、支給調整があります。</p>
対 象 者	<p>身体・知的又は精神に著しく重度の障害があり、日常生活において常に特別の介護が必要な方</p> <p>※ ただし、次のいずれかに該当する場合は、対象から除かれます。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>① 施設・病院に入所又は 3 ヶ月を超える入院をしている場合</li> <li>② 対象者又は配偶者及び同居の扶養義務者の前年所得が限度額を超えている場合</li> </ul>
必要なもの	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 特別障害者手当認定請求書</li> <li>② 特別障害者手当所得状況届</li> <li>③ 承諾書</li> <li>④ 認定診断書（所定の様式）</li> <li>⑤ 療育手帳、身体障害者手帳又は精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方はその手帳</li> <li>⑥ 個人番号確認書類（個人番号カード、通知カード等）</li> <li>⑦ 本人確認書類(写真つきの場合は 1 点、写真なしの場合は 2 点)</li> <li>⑧ 受給資格者の公的年金等の前年受給額が確認できる書類</li> <li>⑨ 振込先の金融機関口座を確認できるもの（通帳等）</li> </ul>
窓 口	<p>社会福祉課 障害者福祉係 0824-73-1210 各支所 地域振興室（57 ページ参照・西城支所は②）</p>

## ■ 重度心身障害者在宅介護手当

内 容	重度の障害がある方を在宅で介護している方に支給されます。 ・支給額 5,000 円（月額） 原則として8月、12月、4月にそれぞれ前月分までを支給します。
対 象 者	次のいずれにも該当する方を在宅で介護している介護者 ① 身体障害者手帳、療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方 ② 65歳未満で、次のいずれかに該当する方 ・特別児童扶養手当、障害児福祉手当のいずれかを受給している方 ・18歳以上で、障害支援区分認定において区分5又は6と認定された方 ③ 庄原市在宅高齢者家族介護慰労金支給要綱に定める「在宅高齢者」でない方
必要なもの	① 重度心身障害者在宅介護手当交付申請書 ② 振込先の金融機関口座を確認できるもの（通帳等）
窓 口	社会福祉課 障害者福祉係 0824-73-1210 各支所 地域振興室（57ページ参照・西城支所は②）

## (2) 年金

### ■ 障害基礎年金

内 容	障害を原因として日常生活に制限を受ける方に年金を支給します。 1級障害…1,020,000円（昭和31年4月1日以前に生まれた方は1,017,125円）+子の加算額（年額） 2級障害…816,000円（昭和31年4月1日以前に生まれた方は813,700円）+子の加算額（年額）
対 象 者	次のいずれにも該当する方 ① 障害の原因となった病気やけがの初診日が、次のいずれかに該当する期間にあること。 <ul style="list-style-type: none"><li>・20歳前</li><li>・国民年金の被保険者期間中</li><li>・国民年金の被保険者資格を喪失した60歳以上65歳未満の間で、日本国内に居住していること。</li></ul> ② 20歳到達時または障害認定日において、障害の程度が法令で定める1級または2級に該当していること。 ※ 障害認定日に障害の状態が軽くても、その後状態が重くなつたとき（事後重症）は、障害基礎年金を受け取ることができる場合があります。事後重症による請求は、65歳の誕生日の前々日までに請求書を提出する必要があります。 ③ 保険料の納付要件を満たしていること。（初診日が20歳前の場合を除く。）
必要なもの	① 年金手帳又は基礎年金番号通知書 ② 診断書 ③ 受診状況等証明書（初診を証明するもの） ④ 病歴・就労状況等申立書 ⑤ 個人番号（マイナンバー）がわかる書類 ⑥ 本人確認書類（運転免許証等） ※ その他個別に必要なものがある場合がありますので、事前に年金事務所等でご相談ください。
窓 口	保健医療課 国保年金係 0824-73-1158 各支所 地域振興室（57ページ参照・西城支所は①）

## ■ 障害厚生年金

内 容	障害を原因として日常生活に制限を受ける方に年金を支給します。 1級障害（報酬比例の年金額）×1.25+（配偶者の加給年金額） 2級障害（報酬比例の年金額） +（配偶者の加給年金額） 3級障害（報酬比例の年金額） ※最低保障額 612,000 円(年額) (昭和 31 年 4 月 1 日以前に生まれた方は 610,300 円) 障害厚生年金の 1 級・2 級に該当する方は、障害基礎年金もあわせて受け取ることができます。
対 象 者	次のいずれにも該当する方 ① 障害の原因となった病気やけがの初診日が、厚生年金保険の被保険者である間にあること。 ② 障害認定日において、障害の程度が法令で定める 1 級、2 級または 3 級に該当していること。 ※ 障害認定日に障害の状態が軽くても、その後状態が重くなったとき（事後重症）は、障害厚生年金を受け取ることができる場合があります。事後重症による請求は、65 歳の誕生日の前々日までに請求書を提出する必要があります。 ③ 保険料の納付要件を満たしていること。
必要なもの	「障害基礎年金」の手続に必要なものと同じ ※ 詳しくは三次年金事務所にお問合せください。
窓 口	三次年金事務所 0824-62-3107

## ■ 心身障害者扶養共済制度

内 容	保護者が毎月一定の掛金を納付することにより、保護者が死亡又は重度障害になったとき、心身障害者に年金が生涯にわたって支給される任意加入の制度です。  【掛金額】 保護者の加入時年齢に応じ、1 口あたり 9,300 円～ 23,300 円（月額） ※低所得世帯等については減額される場合があります。 【年金額】 1 口加入の場合…20,000 円（月額） 2 口加入の場合…40,000 円（月額）
対 象 者	身体障害 1 級・2 級・3 級に該当する方、知的障害の方、精神または身体に継続的な障害のある方の保護者であって、加入時に 65 歳未満の方
窓 口	社会福祉課 障害者福祉係 0824-73-1210 各支所 地域振興室（57 ページ参照・西城支所は②）

### (3) 税の軽減

種類	要件	金額	問い合わせ先
住民税	<p>障害者</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 本人、同一生計配偶者又は扶養親族が、</li> <li>①身体障害者手帳（3級～6級）</li> <li>②療育手帳（Ⓑ・B）</li> <li>③精神障害者保健福祉手帳（2・3級）</li> <li>④戦傷病者手帳（第4～6項症、第1～3款症）</li> </ul> <p>の交付を受けている人</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 精神又は身体に障害のある年齢が65歳以上の人で、上記①～②に準ずるものとして市長の認定を受けている人</li> </ul>	所得控除 26万円	
	<p>特別障害者</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 本人、同一生計配偶者又は扶養親族が、</li> <li>①身体障害者手帳（1級・2級）</li> <li>②療育手帳（Ⓐ・A）</li> <li>③精神上の障害により事理を弁識する能力を欠く常況にある人</li> <li>④精神障害者保健福祉手帳（1級）</li> <li>⑤戦傷病者手帳（特別項症～第3項症まで）</li> </ul> <p>の交付を受けている人</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 原爆被爆者のうち、その負傷や疾病につき、厚生労働大臣の認定を受けている人</li> <li>○ 常に就床し複雑な介護を受けている人</li> <li>○ 精神又は身体に障害のある年齢が65歳以上の人で、その障害の程度が上記①～③に準ずるものとして市長の認定を受けている人</li> </ul>	所得控除 30万円	税務課 市民税係 0824-73-1146
	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 同一生計配偶者又は扶養親族が特別障害者に該当し、かつ本人又は本人の配偶者若しくは本人と生計を一にするその他の親族のいずれかとの同居を常況としている場合</li> </ul>	所得控除 53万円	

種類	要件	金額	問い合わせ先
自動車税 (自動車税 環境性能 割・自動車 税種別割・ 軽自動車税 環境性能 割)	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 身体障害者又は精神障害者(1級の精神障害者福祉保健手帳を受けている人)本人が所有し、本人が運転する自動車</li> <li>○ 身体障害者、知的障害者（Ⓐ又はⒷの療育手帳を受けている人）又は精神障害者と生計を一にしている人が所有し運転する自動車で、使用目的等一定の条件を満たすもの</li> <li>○ 身体障害者等のみで構成される世帯の構成員が所有し、常時介護者が運転する自動車で、使用目的等の一定の条件を満たすもの</li> <li>○ 構造上、障害者、高齢者等の利用に供する自動車</li> <li>※ 上記の身体障害者とは、障害の区分に応じ、一定の級別の障害を有している人をいいます。</li> <li>※ その他社会福祉事業を行うものが所有する自動車に対する減免措置などがあります。</li> </ul>	<p>減免</p> <p>身体障害者又はその者と生計を一にする人が所有する自動車（軽自動車等を含む。）のうち1台限り。</p>	<p>県総務局 税務課 082-513-2327</p> <p>北部県税事務所 0824-63-5181</p>
軽自動車税 (軽自動車 税種割)	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 身体障害者又は精神障害者（以下「身体障害者等」）が所有し、本人が運転する軽自動車等</li> <li>○ 身体障害者等又は身体障害者等と生計を一にするものが所有し、身体障害者等の本人又は生計を一にするものが運転する軽自動車等で、使用目的等が一定の条件を満たすもの</li> <li>○ 身体障害者等のみで構成される世帯の構成員が所有し、常時介護者が運転する軽自動車等で、使用目的等が一定の条件を満たすもの</li> <li>○ 構造上、身体障害者等の利用に供する軽自動車等</li> <li>※ その他社会福祉事業を行うものが所有する軽自動車に対する減免措置などがあります。</li> <li>※ 詳細は 37 ページ</li> </ul>	<p>減免</p> <p>身体障害者等又はその者と生計を一にする人が所有する軽自動車等（自動車を含む。）のうち1台限り。</p>	<p>税務課 資産税係 0824-73-1144</p>

区分			障害の程度	
			本人が運転する場合	生計を一にする者 又は常時介護者が 運転する場合
視覚障害	身体障害者	級	2~4	1~4
	戦傷病者	項症	特別~4	
聴覚障害	身体障害者	級	2、3	
	戦傷病者	項症	特別~4	
平衡機能障害	身体障害者	級	3	
	戦傷病者	項症	特別~4	
上肢不自由	身体障害者	級	1、2	
	戦傷病者	項症	特別~3	
下肢不自由	身体障害者	級	1~6	1~3
	戦傷病者	項症	特別~6 (特別~旧7)	特別~3
		款症	1~3 (旧1~旧2)	
体幹不自由	身体障害者	級	1~3、5	1~3
	戦傷病者	項症	特別~6 (特別~旧7)	特別~4
		款症	1~3 (旧1~旧2)	
乳幼児期以前の非進行性脳病変による運動機能障害	上肢不自由	身体 障 害 者	級	1、2
	下肢不自由		級	1~6
心臓・じん臓・呼吸器・ぼうこう・直腸又は小腸の機能障害	身体障害者	級	1、3	
	戦傷病者	項症	特別~3	
音声機能障害	身体障害者	級	3 (喉頭摘出による音声機能障害がある場合)	
	戦傷病者	項症	特別~2 (喉頭摘出による音声機能障害がある場合)	
ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障害	身体障害者	級	1~3	
肝臓機能障害	身体障害者	級	1~3	
	戦傷病者	項症	特別~3	
知的障害者 (療育手帳)				Ⓐ・A
精神障害者 (精神障害者保健福祉手帳)			1級	

種類	要件	金額	問い合わせ先
所得税	本人、扶養親族又は同一生計配偶者が障害者（3級～6級の身体障害者、知的障害者（Ⓑ・B）、2級・3級の精神障害者）であるとき。 ※扶養控除の適用がない16歳未満の扶養親族を有する場合においても障害者控除は適用されます。	障害者控除 27万円	1 電話で相談する場合  広島国税局電話相談センター（最寄りの税務署へ電話し自動音声案内に従って番号「1」を選択）
	本人、扶養親族又は同一生計配偶者が特別障害者（1級・2級の身体障害者、重度の知的障害者（Ⓐ・A）、1級の精神障害者）であるとき。 ※扶養控除の適用がない16歳未満の扶養親族を有する場合においても障害者控除は適用されます。	障害者控除 40万円	2 国税庁ホームページで調べる場合
	同居している扶養親族又は同一生計配偶者が特別障害者であるとき。 ※扶養控除の適用がない16歳未満の扶養親族を有する場合においても障害者控除は適用されます。	障害者控除 75万円	No.1160 障害者控除（所得税）
マル優制度（特別マル優制度）	身体障害者手帳、療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳等の交付を受けてい人。 ※取扱金融機関の営業所等に手帳・証書等の確認書類を提示し、氏名、生年月日、住所及び個人番号並びに障害者等に該当する旨の告知を要します。	一定の預貯金、公債の利子等に係る非課税（非課税貯蓄限度額各350万円）	No.1313 障害者等のマル優（非課税貯蓄）（所得税）  No.4167 障害者の税額控除（相続税）
相続税	障害者（3級～6級の身体障害者、知的障害者（Ⓑ・B）、2級・3級の精神障害者）であるとき。	10万円×(85一年齢)を税額から控除 ※年数(85一年齢)は、1年未満を切り上げる	No.4405 贈与税がかからない場合（贈与税）の7
	特別障害者（1級・2級の身体障害者、重度の知的障害者（Ⓐ・A）、1級の精神障害者）であるとき。	20万円×(85一年齢)を税額から控除 ※年数(85一年齢)は、1年未満を切り上げる	No.6201 非課税となる取引（消費税税）の2の(10)(11)(14)

種類	要件	金額	問い合わせ先
贈与税	障害者（知的障害者（Ⓑ・B）、2級・3級の精神障害者）を受益者とする特定障害者扶養信託契約に基づいて信託受益権の贈与を受けた場合。	非課税 (限度額 3,000万円)	前頁のとおり
	特別障害者（1級・2級の身体障害者、重度の知的障害者（Ⓐ・A）、1級の精神障害者）を受益者とする特定障害者扶養信託契約に基づいて信託受益権の贈与を受けた場合。	非課税 (限度額 6,000万円)	
消費税	身体障害者用物品（厚生労働大臣が指定したものに限る。）の譲渡、貸付け、製作の請負、修理（厚生労働大臣が指定した修理に限る。）、輸入。	非課税	
	介護保険法に基づく保険給付の対象となる居宅サービス、施設サービス等。社会福祉法に規定する第一種社会福祉事業又は第二種社会福祉事業として行われる資産の譲渡等。		
関税	身体障害者用に特に製作された器具等を輸入する場合。	免税	税関
事業税	重度の視覚障害者（両眼の視力を喪失した者又は両眼の矯正視力が0.06以下の人）が行う、あん摩、はり等その他医業に類する事業	非課税	県総務局 税務課 082-513-2327
ゴルフ場利用税	○ 身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳又は戦傷病者手帳の交付を受けている人 ○ その他、厚生労働大臣、市町長などの認定を受けている人等 ※ 手帳を提示し、氏名、住所等の必要事項を申し出る。		北部県税 事務所 0824-63-5181

※ 詳しくは、税務署、県総務局税務課、県税事務所、担当課へ確認してください。

## (4) 各種料金の割引・助成

### ■ NHK 放送受信料の減免

内 容 及 び 対 象 者	<ul style="list-style-type: none"><li>・全額免除 身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳所持者の世帯で、かつ世帯構成員全員が市民税非課税の場合</li><li>・半額免除 契約者が視覚・聴覚の身体障害者手帳所持者で世帯主の場合 契約者が重度の障害者で世帯主の場合 ※ 重度の障害者とは、<ul style="list-style-type: none"><li>・身体障害者手帳（1級、2級）</li><li>・療育手帳（Ⓐ、A）</li><li>・精神障害者保健福祉手帳（1級）</li></ul><p>※ 年に一度、免除事由の確認調査が行われます。申請から障害者手帳の等級や世帯構成員（世帯分離を含む）の課税状況などに変化がある場合、要件非該当となる場合がありますので、NHKまたは下記窓口までお問い合わせください。</p></li></ul>
必 要 な も の	① 身体障害者手帳 ② 療育手帳 ③ 精神障害者保健福祉手帳 ④ 印鑑 ] のいずれか
窓 口	社会福祉課 障害者福祉係 0824-73-1210 各支所 地域振興室（57 ページ参照・西城支所は②）
問 合 せ	NHK ふれあいセンター 0570-077-077

### ■ 携帯電話基本使用料等の割引

内 容	携帯電話サービス会社では、障害者向け割引サービスを行っています。 ※ 詳しくは各携帯電話会社へご確認ください。
対 象 者	<ul style="list-style-type: none"><li>・身体障害者手帳所持者</li><li>・療育手帳所持者</li><li>・精神障害者保健福祉手帳所持者</li></ul>
問 合 せ	各携帯電話会社

## ■ 郵便料金等の優遇措置

内 容	<p>点字郵便物などの無料扱い、心身障害者団体が発行する定期刊行物の低料第三種郵便物料金の適用、ゆうパック等の料金（運賃）減額などの優遇措置が受けられます。</p> <ul style="list-style-type: none"><li>• 点字郵便物等の無料扱い</li><li>• 点字ゆうパック運賃の減額</li><li>• 聴覚障害者用ゆうパック運賃の減額</li><li>• 心身障害者用ゆうメール運賃の減額</li><li>• 定期刊行物の低料第三種郵便物認可</li><li>• 青い鳥郵便葉書の無償配付</li></ul> <p>※ 詳しくはお近くの郵便局へご確認ください。</p>
問 合 せ	郵便局

## ■ NTT 番号案内サービス

内 容	<p>目や上肢などが不自由なため、電話帳の使用が困難な方に、無料で電話番号の案内をします。事前の届出が必要となります。</p> <p>※ 詳しくは下記問合せ先にご相談ください。</p>
対 象 者	<ul style="list-style-type: none"><li>• 身体障害者手帳を所持する人で、次のいずれかの障害がある方<ul style="list-style-type: none"><li>① 視覚障害 1～6級</li><li>② 肢体不自由 1・2級（上肢・体幹・乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障害）</li><li>③ 聴覚障害 2～4級、6級</li><li>④ 音声機能・言語障害又はそしゃく機能障害 3・4級</li></ul></li><li>• 療育手帳を所持する方</li><li>• 精神障害者保健福祉手帳を所持する方</li><li>• 戦傷病者手帳を所持する方で、次のいずれかの障害がある方<ul style="list-style-type: none"><li>① 視覚の障害 特別項症～第6項症</li><li>② 上肢の障害 特別項症～第2項症</li><li>③ 聴覚の障害 第2項症、第4項症</li><li>④ 音声・言語機能、そしゃく機能の障害 第1項症、第2項症、第4項症</li></ul></li></ul>
問 合 せ	NTT 西日本ふれあい案内担当 0120-104-174 (受付:午前9時～午後5時) ※土日・祝・年末年始除く

## (5) その他

### ■ 生活福祉資金の貸付け

内 容	総合支援資金・福祉資金・教育支援資金・不動産担保型生活資金を無利子又は低利で貸し付けるとともに、民生委員が相談支援を行います。 ※ 詳しくは庄原市社会福祉協議会へ確認してください。
問 合 せ	庄原市社会福祉協議会 0824-72-7120 庄原市社会福祉協議会の各地域センター（59 ページ参照）

### ■ 障害者向け住宅改修費の助成

内 容	住宅の改修にかかる費用の9割（20万円を限度）を助成します。 【対象となる改修】 ① 手すりの取付け ② 段差解消 ③ 滑り止め及び移動円滑化のための床等の改修 ④ 引き戸等への変更 ⑤ 特殊便器への取り替え ※ 耐用年数は介護保険の取り扱いに準ずる
対 象 者	①から④の場合：下肢・体幹・移動機能障害で、1級・2級・3級のいずれかの障害がある方又は下肢・体幹・移動機能に障害のある難病患者等 ⑤の場合 : 上肢機能障害で1級・2級のいずれかの障害がある方、A 以上の知的障害者又は上肢に障害のある難病患者等
必要なもの	① 住宅改修費給付申請書（※該当難病の方は医師意見書を添付） ② 身体障害者手帳 ③ 改修部分がわかる資料等
窓 口	社会福祉課 障害者福祉係 0824-73-1210 各支所 地域振興室（57 ページ参照・西城支所は②）

## 6 交通・移動関係

### ■ バス運賃の割引

内 容 及 び 対 象 者	身体障害者手帳、療育手帳、又は精神障害者保健福祉手帳所持の方はバス運賃の割引対象となります。 ただし、すべてのバス会社・路線で適用されるとは限りませんので各会社の窓口でご相談ください。																
種 類 及 び 割 引 率	<p>○普通乗車券の場合</p> <p>• <b>身体障害者手帳又は療育手帳をお持ちの方</b> 単独又は介護者とともにバス・市営交通を利用する場合、手帳に記載されている「旅客鉄道株式会社旅客運賃減額」の種別に基づき、下表のとおり運賃が割引になります。</p> <table border="1"><thead><tr><th>第1種の方</th><th>第1種の介護者</th><th>第2種の方</th><th>第2種の介護者</th></tr></thead><tbody><tr><td>5割引</td><td>5割引</td><td>5割引</td><td>割引なし※</td></tr></tbody></table> <p>※ 障害者が12歳未満の場合、割引あり</p> <p>• <b>精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方</b></p> <table border="1"><thead><tr><th>1級の方</th><th>1級の方の介護者</th><th>2・3級の方</th><th>2・3級の方の介護者</th></tr></thead><tbody><tr><td>5割引</td><td>5割引</td><td>5割引</td><td>割引なし</td></tr></tbody></table>	第1種の方	第1種の介護者	第2種の方	第2種の介護者	5割引	5割引	5割引	割引なし※	1級の方	1級の方の介護者	2・3級の方	2・3級の方の介護者	5割引	5割引	5割引	割引なし
第1種の方	第1種の介護者	第2種の方	第2種の介護者														
5割引	5割引	5割引	割引なし※														
1級の方	1級の方の介護者	2・3級の方	2・3級の方の介護者														
5割引	5割引	5割引	割引なし														
利 用 方 法	乗車券購入時及び降車時に手帳を提示（普通乗車券は降車時のみ）し、割引率に見合う料金をお支払いください。 ※ 料金の端数処理（10円未満の切上げ、切下げ）については、交通機関によって処理方法が異なります。 ※ 一部、割引を導入されていないバス事業者もありますので、詳しくは関係交通機関へお問い合わせください。																

### ■ 航空旅客運賃割引

内 容 及 び 対 象 者	障害のある方が単独又は介護者の方とともに国内定期航空路線を利用する場合、障害のある方や介護者の運賃が割引になります。 ※ 対象者や割引率など各航空会社によって取扱が違いますので、直接各航空会社にお問い合わせください。
利 用 方 法	各航空会社にお問い合わせください。

## ■ JR 旅客運賃割引

内 容 及 び 対 象 者	<p>身体障害者手帳又は療育手帳所持の方は、運賃の割引対象となります。</p> <p>(身体障害者手帳及び療育手帳の「旅客鉄道株式会社運賃減額」の欄に「第1種」又は「第2種」の記載があることが条件です。)</p>																		
種 類 及 び 割 引 率	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ <b>第1種障害者</b>：身体障害者手帳の視覚1～3級と4級の一部、聴覚2～3級、肢体不自由1級と2～3級の一部、「ぼうこう又は直腸の機能障害4級」を除く内部障害1～4級、療育手帳のⒶ・A</li> <li>・ <b>第2種障害者</b>：第1種障害者以外の身体障害者手帳及び療育手帳所持者</li> </ul> <table border="1" data-bbox="387 691 1356 1814"> <thead> <tr> <th data-bbox="387 691 917 736">適用範囲</th> <th data-bbox="917 691 1130 736">種類</th> <th data-bbox="1130 691 1356 736">割引率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="387 736 917 938">第1種障害者 単独で利用する場合 (片道100kmを超える区間に限る)</td><td data-bbox="917 736 1130 938">普通乗車券</td><td data-bbox="1130 736 1356 938">5割</td></tr> <tr> <td data-bbox="387 938 917 1230">介護者と共に利用する場合</td><td data-bbox="917 938 1130 1230">普通乗車券 定期乗車券 (小児定期乗車券を除く) 回数乗車券 普通急行券</td><td data-bbox="1130 938 1356 1230">本人・介護者 共に5割</td></tr> <tr> <td data-bbox="387 1230 917 1410">12歳未満の障害児が介護者と共に利用する場合</td><td data-bbox="917 1230 1130 1410">定期乗車券</td><td data-bbox="1130 1230 1356 1410">介護者のみ 5割</td></tr> <tr> <td data-bbox="387 1410 917 1702">第2種障害者 単独で利用する場合 (片道100kmを超える区間に限る) (12歳未満の障害児含む)</td><td data-bbox="917 1410 1130 1702">普通乗車券</td><td data-bbox="1130 1410 1356 1702">5割</td></tr> <tr> <td data-bbox="387 1702 917 1814">12歳未満の障害児が介護者と共に利用する場合</td><td data-bbox="917 1702 1130 1814">定期乗車券</td><td data-bbox="1130 1702 1356 1814">介護者のみ 5割</td></tr> </tbody> </table> <p>※ 12歳以上の第2種障害者の介護者の割引はありません。</p>	適用範囲	種類	割引率	第1種障害者 単独で利用する場合 (片道100kmを超える区間に限る)	普通乗車券	5割	介護者と共に利用する場合	普通乗車券 定期乗車券 (小児定期乗車券を除く) 回数乗車券 普通急行券	本人・介護者 共に5割	12歳未満の障害児が介護者と共に利用する場合	定期乗車券	介護者のみ 5割	第2種障害者 単独で利用する場合 (片道100kmを超える区間に限る) (12歳未満の障害児含む)	普通乗車券	5割	12歳未満の障害児が介護者と共に利用する場合	定期乗車券	介護者のみ 5割
適用範囲	種類	割引率																	
第1種障害者 単独で利用する場合 (片道100kmを超える区間に限る)	普通乗車券	5割																	
介護者と共に利用する場合	普通乗車券 定期乗車券 (小児定期乗車券を除く) 回数乗車券 普通急行券	本人・介護者 共に5割																	
12歳未満の障害児が介護者と共に利用する場合	定期乗車券	介護者のみ 5割																	
第2種障害者 単独で利用する場合 (片道100kmを超える区間に限る) (12歳未満の障害児含む)	普通乗車券	5割																	
12歳未満の障害児が介護者と共に利用する場合	定期乗車券	介護者のみ 5割																	
利 用 方 法	JR みどりの窓口又はみどりの券売機プラスで手帳を提示し、割引乗車券を購入してください。																		

## ■ 有料道路障害者割引

内 容	身体に障害のある方又は重度の知的障害のある方が、本人、その親族、又は本人を日常的に介護している方が所有する自動車に乗車して有料道路を利用する場合に、通行料金が通常料金の約5割引になります。		
対 象 者	第1種身体障害者手帳所持者 第1種療育手帳所持者	介護者運転でも可能（本人同乗に限る）	
	第2種身体障害者手帳所持者	本人運転のみ可能	
対象となる自動車	<p>本人又は本人の親族等、もしくは継続して日常的に介護を行っている方が所有する登録要件を満たした車検証に自家用と記録されている自動車（営業車や軽トラックは除く）。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>登録できる自動車は障害者1人につき1台です。</li> </ul> <p>※令和5年3月より制度改正が行われ、事前登録されていない自動車（親族や知人等の所有する自動車、レンタカー等）も割引の対象となりました。自動車を保有されていない方等が「自動車登録なし」で割引を受けることも可能ですが、事前申請が必要です。また、ETCを利用して走行される場合は、自動車の事前登録が必要です。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>障害者割引には有効期限があります。継続して利用される場合は更新手続きが必要です。</li> </ul>		

### 申請に必要なもの

#### ETC を利用する場合

- ・障害者手帳
- ・免許証（障害者ご本人が運転される場合）
- ・自動車検査証※
- ・「本人名義」のETCカード  
(18歳未満は保護者でも可。  
18歳到達時に切替が必要)
- ・ETC車載器管理番号のわかる書類

#### ETC を利用しない場合

- ・障害者手帳
- ・免許証（障害者ご本人が運転される場合）
- ・自動車検査証※

### 申請・受付

社会福祉課障害者福祉係又は各支所 地域振興室

※ 割賦契約またはリース契約により自動車を利用される場合は、割賦契約書またはリース契約書が必要になります。

窓 口	社会福祉課 障害者福祉係 0824-73-1210 各支所 地域振興室（57ページ参照・西城支所は②）
問 合 せ	NEXCO西日本お客さまセンター 0120-924-863（有料道路割引に関する問合せのみ）

## ■ タクシー料金の福祉割引制度

内 容	障害者手帳をお持ちの方が、広島県タクシー協会に加盟しているタクシーをご利用の際、降車時に手帳を提示することにより、メーター表示額から1割引されます。
利用方法	身体障害者手帳、療育手帳等をタクシー運転手に提示してください。
問合せ	広島県タクシー協会 082-233-9155

## ■ 障害者外出支援券

内 容	障害のある方に、1枚300円分の福祉タクシー券又は1枚1,200円分の自動車燃料助成券のどちらかを交付します。 • 福祉タクシー券：年間〔4月～翌年3月〕72枚 • 自動車燃料助成券：年間〔4月～翌年3月〕12枚 ※ 年度途中で手帳の交付を受けた方は、手帳の交付日等に応じて枚数が変わります。 ※ 福祉タクシー券は、1回の乗車で複数枚の利用ができます。 ※ 一度交付を受けた後、年度途中での変更はできません。	
対 象 者	福祉タクシー券	次のいずれかの手帳をお持ちの方 ① 身体障害者手帳 1級～4級 ② 療育手帳 Ⓐ・A・Ⓑ ③ 精神障害者保健福祉手帳 1級・2級
	自動車燃料助成券	福祉タクシー券の交付要件を満たす方で、 <u>自動車運転免許証を所持していない方</u> 、 かつ、次のいずれかに該当する方 ① 自動車運転免許を所持し、かつ、自家用車を所有する同居者がいる方 ② 本人名義の自家用車を所有する方、または自動車免許を所持しない同居者名義の自家用車に乗車する方 ③ 市内の障害者、高齢者等の施設に入所（住所設定）し、入所前の世帯に「自動車運転免許を所持し、自家用車を所有する同居者」がいる方 ※ 要件①・②中の「同居者」とは、住民基本台帳で同一世帯の方のことをいいます。
必要なもの	① 障害者外出支援券交付申請書 ② 障害者手帳 ③ 自動車検査証（自動車燃料助成券で②に該当する方のみ）	
窓 口	社会福祉課 障害者福祉係 0824-73-1210 各支所 地域振興室（57ページ参照・西城支所は②）	

## ■ 人工透析通院への助成

内 容	通院により血液透析治療をしている在宅のじん臓機能障害者に、次のいずれかで通院にかかる費用を助成します。一度選択をした後、年度途中での変更はできません。 ① 1枚 300 円分の福祉タクシー券を交付します。（年間〔4月～翌年3月〕240枚） ※ 年度途中で手帳の交付を受けた方は、手帳の交付日等に応じて年間240枚から20枚（月数×20枚） ※ 福祉タクシー券は1回の乗車で、複数枚の利用ができます。 ② 自宅の最寄り停留所から医療機関の最寄り停留所までの公共交通機関運賃（バス又はJR）の半額相当額を助成します。
対 象 者	通院により血液透析治療をしている在宅のじん臓機能障害者
必要なもの	① じん臓障害者通院助成事業選択届出書 ② 血液透析タクシー乗車券交付申請書又はじん臓障害者通院助成金支給申請書（医療機関の証明が必要） ③ 血液透析治療を受けている証明又は医療機関の通院証明
窓 口	社会福祉課 障害者福祉係 0824-73-1210 各支所 地域振興室（57ページ参照・西城支所は②）

## ■ 通所交通費助成

内 容	障害者福祉事業所へ通所している障害者に次のいずれかにより、通所にかかる費用を助成します。 ① バス又はJRの場合は、割引後の運賃 ② 自家用車又はバイクの場合は1kmあたり10円
対 象 者	障害者福祉事業所へ、バス、JR、自家用車又はバイクで通所している障害者
必要なもの	① 障害者福祉事業所通所助成金交付申請書（通所施設の証明が必要）
窓 口	社会福祉課 障害者福祉係 0824-73-1210 各支所 地域振興室（57ページ参照・西城支所は②）

## ■ 自動車改造費の給付

内 容	身体障害者の方へ自動車の改造に必要な経費（10万円を限度）を助成します。 ※ 過去2年の間に制度を利用された方は対象外です。 ※ 改造内容について審査があるため、改造される前に相談又は申請をしてください。	
対 象 者	自ら運転する場合	上肢・下肢・体幹・移動機能障害で1級から4級の手帳をお持ちの方
	介護者が運転する場合	上肢・下肢・体幹・移動機能障害で1級又は2級の手帳を持ち、介護が必要な方
必要なもの	<ul style="list-style-type: none"><li>① 身体障害者自動車改造費給付申請書</li><li>② 改造申立書</li><li>③ 身体障害者手帳</li><li>④ 運転免許証</li><li>⑤ 改造費の見積書</li></ul>	
窓 口	社会福祉課 障害者福祉係 0824-73-1210 各支所 地域振興室（57ページ参照・西城支所は②）	

## ■ 自動車運転免許取得費の給付

内 容	身体障害者へ自動車の第1種普通免許取得にかかる費用の9割（10万円を限度）を助成します。
対 象 者	身体障害者手帳1級・2級・3級・4級のいずれかをお持ちの方
必要なもの	<ul style="list-style-type: none"><li>① 身体障害者自動車運転免許取得費給付申請書</li><li>② 身体障害者手帳</li><li>③ 運転免許の取得費の明細</li></ul>
窓 口	社会福祉課 障害者福祉係 0824-73-1210 各支所 地域振興室（57ページ参照・西城支所は②）

## ■ 道路の交通の規制に関する適用除外

内 容	障害者が利用する自動車に対して公安委員会で標章を交付された場合、駐車禁止区域（法定禁止区域内は除く）でも、止むを得ない場合は他の妨げにならない限り駐車することができます。																						
対 象 者	<p>次のいずれかの手帳をお持ちの方</p> <p>① 身体障害者手帳のうち次のいずれか</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>部位</th> <th>等級</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>視覚</td> <td>1級・2級・3級・4級の1</td> </tr> <tr> <td>聴覚</td> <td>2級・3級</td> </tr> <tr> <td>平衡機能</td> <td>3級</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">肢体</td> <td>上肢</td> <td>1級・2級の1・2級の2</td> </tr> <tr> <td>下肢</td> <td>1級～4級</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">脳原性</td> <td>体幹</td> <td>1級～3級</td> </tr> <tr> <td>上肢機能</td> <td>1級～2級（一上肢のみに運動機能障害がある場合を除く。）</td> </tr> <tr> <td>移動機能</td> <td>1～4級</td> </tr> <tr> <td>心臓・じん臓・呼吸器・ぼうこう・直腸・小腸・免疫・肝臓</td> <td>1級～3級</td> </tr> </tbody> </table> <p>② 療育手帳：Ⓐ・A      ③ 精神障害者保健福祉手帳：1級</p>	部位	等級	視覚	1級・2級・3級・4級の1	聴覚	2級・3級	平衡機能	3級	肢体	上肢	1級・2級の1・2級の2	下肢	1級～4級	脳原性	体幹	1級～3級	上肢機能	1級～2級（一上肢のみに運動機能障害がある場合を除く。）	移動機能	1～4級	心臓・じん臓・呼吸器・ぼうこう・直腸・小腸・免疫・肝臓	1級～3級
部位	等級																						
視覚	1級・2級・3級・4級の1																						
聴覚	2級・3級																						
平衡機能	3級																						
肢体	上肢	1級・2級の1・2級の2																					
	下肢	1級～4級																					
脳原性	体幹	1級～3級																					
	上肢機能	1級～2級（一上肢のみに運動機能障害がある場合を除く。）																					
移動機能	1～4級																						
心臓・じん臓・呼吸器・ぼうこう・直腸・小腸・免疫・肝臓	1級～3級																						
必要なもの	<p>① 障害者手帳      ② 住民票      ③ 車検証（車両を指定する場合）</p>																						
窓 口	<p>庄原警察署 0824-72-0110      ※東城町の区域については東城交番（08477-2-0015）でも申請できます。</p>																						

## ■ 思いやり駐車場利用証交付制度

内 容	特定の障害者や要介護の高齢者、妊産婦などに「広島県思いやり駐車場利用証」を交付し、「利用証」をお持ちの方が乗車した車のみ、「思いやり駐車場」として登録された施設等の駐車区画に駐車できます。																				
対 象 者	<p>次のいずれかに該当する方</p> <p>① 身体障害者手帳</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center; padding: 2px;">部位</th> <th style="text-align: center; padding: 2px;">等級</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="padding: 2px;">視覚</td> <td style="padding: 2px;">1級～4級</td> </tr> <tr> <td style="padding: 2px;">平衡機能</td> <td style="padding: 2px;">3級・5級</td> </tr> <tr> <td style="padding: 2px;">肢体 上肢</td> <td style="padding: 2px;">1級・2級</td> </tr> <tr> <td style="padding: 2px;">下肢</td> <td style="padding: 2px;">1級～6級</td> </tr> <tr> <td style="padding: 2px;">脳原性 体幹</td> <td style="padding: 2px;">1級～3級、5級</td> </tr> <tr> <td style="padding: 2px;">上肢機能</td> <td style="padding: 2px;">1級・2級</td> </tr> <tr> <td style="padding: 2px;">移動機能</td> <td style="padding: 2px;">1級～6級</td> </tr> <tr> <td style="padding: 2px;">心臓・腎臓・呼吸器・ぼうこう・直腸・小腸</td> <td style="padding: 2px;">1級、3級、4級</td> </tr> <tr> <td style="padding: 2px;">ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能・肝臓</td> <td style="padding: 2px;">1級～4級</td> </tr> </tbody> </table> <p>② 療育手帳：Ⓐ・Ⓐ</p> <p>③ 精神障害者保健福祉手帳：1級</p> <p>④ 難病患者：特定疾患医療受給者、特定医療費（指定難病）受給者及び小児慢性特定疾病医療受給者</p> <p>⑤ 高齢者等：介護保険の要介護状態区分が要介護1～5の方</p> <p>⑥ 妊 産 婦：妊娠7か月から出産予定日後2年（単胎児）または3年（多胎児）までの方（ただし、出産後は2歳以下（単胎児）または3歳以下（多胎児）の乳幼児と同伴の場合に限る。）</p> <p>⑦ 医師の診断書等により、思いやり駐車場の利用が必要であると認められる方</p> <p>※ ⑥・⑦は、利用証の有効期間があります。</p>	部位	等級	視覚	1級～4級	平衡機能	3級・5級	肢体 上肢	1級・2級	下肢	1級～6級	脳原性 体幹	1級～3級、5級	上肢機能	1級・2級	移動機能	1級～6級	心臓・腎臓・呼吸器・ぼうこう・直腸・小腸	1級、3級、4級	ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能・肝臓	1級～4級
部位	等級																				
視覚	1級～4級																				
平衡機能	3級・5級																				
肢体 上肢	1級・2級																				
下肢	1級～6級																				
脳原性 体幹	1級～3級、5級																				
上肢機能	1級・2級																				
移動機能	1級～6級																				
心臓・腎臓・呼吸器・ぼうこう・直腸・小腸	1級、3級、4級																				
ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能・肝臓	1級～4級																				
必要なもの	<p>①から③に該当する方：各障害者手帳</p> <p>④に該当する方：特定疾患医療受給者証、特定医療費（指定難病）受給者証又は小児慢性特定疾病医療受給者証</p> <p>⑤に該当する方：介護保険被保険者証</p> <p>⑥に該当する方：母子健康手帳</p> <p>⑦に該当する方：医師の診断書・意見書又は公的機関の証明書等</p>																				
窓 口	<p>①～⑤、⑦に該当する方：社会福祉課 障害者福祉係 0824-73-1210 各支所 地域振興室</p> <p>⑥に該当する方：保健医療課 母子保健係 0824-73-1214 各支所 地域振興室</p>																				

## 7 社会参加

### (1) コミュニケーション支援

#### ■ 手話通訳者派遣

内 容	聴覚障害等の方が聴覚に障害がない人と話すとき、意思疎通を円滑にするため、手話通訳者を派遣します。
対 象 者	聴覚・言語機能障害等により、意思伝達が著しく困難で、他に仲介人が得られず、かつ、手話が理解できる方
費 用	無料
窓 口	社会福祉課 障害者福祉係 0824-73-1210 各支所 地域振興室（57 ページ参照・西城支所は②）

#### ■ 要約筆記者派遣

内 容	聴覚障害等の方が聴覚に障害がない人と話すとき、意思疎通を円滑にするため、要約筆記者を派遣します。
対 象 者	中途失聴や難聴により、地方公共団体の主催する会合等において、他に適当な意思伝達の方法が得られない方
費 用	無料
窓 口	社会福祉課 障害者福祉係 0824-73-1210 各支所 地域振興室（57 ページ参照・西城支所は②）

#### ■ 各種講習会

名 称	内 容	お問い合わせ
手話入門講座	手話初心者を対象とした手話入門講座です。基礎表現練習等を実施しています。	社会福祉課 障害者福祉係 0824-73-1210
要約筆記入門講座	中途失聴や難聴の方などに情報を要約して伝える要約筆記の技術を習得するための講座を開催しています。	社会福祉課 障害者福祉係 0824-73-1210

## (2) 日常生活の援助

### ■ 食の自立支援事業

内 容	定期的な訪問により、食事を提供するとともに、安否確認を行います。 (1日1食・週4日以内)
対 象 者	障害等により調理が困難で、自立支援の観点から利用が適当と認められる方（利用にあたっては審査があります。）
費 用	1食あたり 500 円（おかずのみの場合は、1食あたり 450 円）
窓 口	高齢者福祉課 地域包括支援センター係 0824-73-1165 支所 地域振興室（57 ページ参照・西城支所は②）

### ■ 福祉サービス利用援助事業（かけはし）

内 容	次のような日常生活の支援を行います。 ① 日常的な金銭の管理（日々の暮らしに必要なお金の出し入れ） ② 福祉サービスの利用手続き ③ 通帳や証書等の預かり（宝石や骨董品、貴金属類などを除きます。）
対 象 者	知的障害や精神障害、認知症などで判断能力が不十分な方
費 用	① 預金の出し入れ、福祉サービスの利用手続きは、1回あたり 1,500 円（生活保護世帯は無料） ② 通帳や印鑑、書類等の預かりは1か月あたり 1,500 円
窓 口	庄原市社会福祉協議会 0824-72-7120 庄原市社会福祉協議会の各地域センター（59 ページ参照）

### (3) その他

#### ■ 「声の広報」の送付

内 容	市が発行する広報紙「広報しょうばら」、「市議会だより」等を朗読して録音し、利用者宅へ郵送します。
対 象 者	視覚障害により、広報等を読むことができない方
費 用	無料
窓 口	声の友の会（社会福祉課 障害者福祉係） 0824-73-1210 ともしび会（東城地域センター） 08477-2-0488

#### ■ 盲導犬の利用

内 容	重度の視覚障害者に対し、盲導犬の利用にかかる便宜を図ります。
対 象 者	身体障害者手帳（視覚障害1級）をお持ちの18歳以上の方で、盲導犬を適切に利用し、飼育できる方 ※資格審査があります。
費 用	1か月程度の盲導犬との訓練費用や盲導犬の飼育費用等
窓 口	広島県障害者社会参加促進センター 082-254-2505

#### ■ 住民告知放送FAXでの情報伝達

内 容	住民告知放送（緊急・定時・臨時）の内容をFAXで送信します。 自宅にFAXが無い場合はFAXを無償設置（貸与）します。
対 象 者	告知端末使用申請者又はその世帯員で、聴覚障害により住民告知放送の音声を聞くことができない方
費 用	FAX用紙、インクリボン
窓 口	行政管理課 広報統計係 0824-73-1159 各支所 地域振興室

#### ■ 緊急ファクシミリの設置

内 容	あらかじめ消防署に登録し、緊急時のファクシミリ通報に対応します。
対 象 者	電話による通報が困難な言語・聴覚障害及びこれに準ずる障害のある方
費 用	無料
窓 口	社会福祉課 障害者福祉係 0824-73-1210 支所 地域振興室（57ページ参照・西城支所は②）

## ■ 緊急通報装置の給付

内 容	急病や火災などの緊急時に、消防署へ緊急事態を知らせる緊急通報装置を給付します。		
対 象 者	65歳以上の高齢者世帯、身体障害者のみの世帯、又はこれに準ずる世帯に属する者で、おおむね3名の協力者が確保できる方		
費 用	利用者世帯の階層区分	利用者負担率	負担額
	生活保護法による被保護世帯	0%	0円
	市民税額が0円及び均等割の額のみ課税の世帯	0%	0円
	世帯の市民税額 (均等割の額及び 所得割の額の合算 額)	1円～16,500円	20% 12,400円
		16,501円～40,500円	40% 24,900円
		40,501円～100,500円	60% 37,400円
		100,501円～147,000円	80% 49,900円
		147,001円～	100% 62,400円
窓 口	高齢者福祉課 高齢者福祉係 0824-73-1143 支所 地域振興室（57ページ参照・西城支所は②）		

## ■ メール119通報システム（携帯電話のメールを利用した緊急通報）

内 容	あらかじめ消防署に登録し、三次市・庄原市での緊急時の携帯電話のメール通報に対応します。
対 象 者	音声による通報が困難な言語・聴覚障害のある方
費 用	携帯電話利用料
窓 口	社会福祉課 障害者福祉係 0824-73-1210 支所 地域振興室（57ページ参照・西城支所は②）

## ■ NET119緊急通報システム（Web機能を利用した緊急通報）

内 容	音声通報が困難な方が、携帯電話やスマートフォンのWeb（インターネット）機能を通じて、簡単な画面操作で119番通報を行うことができます。あらかじめ消防署に登録する必要があります。
対 象 者	聴覚障害者及び音声・発話・そしゃく機能障害者または音声による通報に不安のある方
費 用	無料
窓 口	社会福祉課 障害者福祉係 0824-73-1210 支所 地域振興室（57ページ参照・西城支所は②）

## ■ ヘルプマーク・ヘルプカード

内 容	<ul style="list-style-type: none"><li>・ヘルプマーク 義足や人工関節を使用している方、内部障害や難病の方など、外見からはわからなくても配慮や援助を必要としている方々が、このマークを示すことにより、周りの方から配慮や援助を得やすくなるためのマークです。</li><li>・ヘルプカード 障害のある方などが、災害や緊急時、日常生活で困ったときなどに、緊急連絡先や必要とする支援内容などを記載し、周囲の方に掲示して支援を求めるカードです。</li></ul>
対 象 者	広島県内に在住の方
窓 口	社会福祉課 障害者福祉係 0824-73-1210 各支所 地域振興室（57 ページ参照・西城支所は②）

## 8 その他

### (1) 成年後見制度利用支援事業

内 容	成年後見制度とは、認知症、知的障害、精神障害などにより物事を判断する能力が十分でない方が、財産の管理や、契約をする時、遺産分割の協議をしたりする時に、自分に不利益にならないように本人の権利を守る援助者（成年後見人など）を選ぶことで、本人を法律的に支援する制度です。 制度利用が困難と認められる方に、申立費用の一時立て替えなどの支援を行います。
窓 口	社会福祉課 障害者福祉係 0824-73-1210 高齢者福祉課 地域包括支援センター係 0824-73-1165

### (2) サポートファイル

内 容	障害のある人や支援の必要な人が、ご自身の育ち・くらし・特性等の情報を記録することができます。ご本人の情報を通して、様々な機関が繋がることで、一貫した支援を受けることができます。 (広島県のホームページからダウンロードすることもできます。)
対 象 者	発達障害又は、知的障害者でおおむね 18 歳未満の方
窓 口	社会福祉課 障害者福祉係 0824-73-1210

### (3) 障害者地域生活支援拠点事業

内 容	障害のある人の家族が急に入院するなど、介護者が不在になった時に、自宅等で一人で過ごすことができない障害のある人の緊急の受け入れなどを支援する事業です。 ※ 利用には原則事前登録が必要です。 ※ 日頃かかわりのある機関と、事前に受け入れの調整が必要です。
窓 口	社会福祉課 障害者福祉係 0824-73-1210 指定特定相談支援事業所（58 ページ参照）

## 9 相談窓口

### (1) 障害者福祉主管課・室

日常生活のさまざまな相談に応じて障害福祉サービスの提供を行い、また、各専門機関と連絡をとって障害者福祉制度の窓口となります。

名 称	住 所	電話・ファックス
社会福祉課 障害者福祉係	庄原市中本町一丁目 10 番 1 号	TEL : 0824-73-1210 FAX : 0824-75-0245
西城支所 地域振興室	市民生活係 ①	庄原市西城町大佐 737 番地 3
	保健福祉係 ②	庄原市西城町中野 1339 番地 (しあわせ館内)
東城支所 地域振興室	庄原市東城町川東 1175 番地	TEL : 08477-2-5131 FAX : 08477-2-5122
口和支所 地域振興室	庄原市口和町向泉 942 番地	TEL : 0824-87-2112 FAX : 0824-87-2057
高野支所 地域振興室	庄原市高野町新市 1171 番地 1	TEL : 0824-86-2115 FAX : 0824-86-2062
比和支所 地域振興室	庄原市比和町比和 1119 番地 1	TEL : 0824-85-3001 FAX : 0824-85-3006
総領支所 地域振興室	庄原市総領町下領家 280 番地 1	TEL : 0824-88-3063 FAX : 0824-88-2978

### (2) 身体障害者相談員・知的障害者相談員

日常生活のさまざまのことについて、地域の相談員が相談に応じます（相談員は障害者本人かその家族等です）。また、定期の相談会を実施しています。個人のプライバシーについては、固く守ることを義務づけられていますので、お気軽にご相談ください。

相談員	内容	問い合わせ
身体障害者相談員	自らも身体に障害のある方や、そのご家族の方が、さまざまな経験や情報をもとに、身近な地域の障害者やご家族からの相談に応じています。関係機関と連絡を取り、必要な援助を行っています。	社会福祉課 障害者福祉係 (TEL) 0824-73-1210
知的障害者相談員	障害のある方や、ご家族からのさまざまな相談に応じています。また、知的障害者の社会生活のために必要な援助を行っています。	

### (3) 障害者相談支援事業所

障害のある方やご家族からの地域生活に関する全般的な相談に応じ、福祉サービス等の情報提供や利用のための援助、関係機関との連絡調整など、総合的な支援を行います。

名称・住所	電話	担当地区	
		障害者	障害児
ありす相談支援事業所 庄原市東城町川西 1332 番地 5	08477-2-3121	東城	
相談支援事業所えーる 庄原市三日市町 5017 番地 6	0824-72-7310	本村・峰田・東	本村・峰田・東・東城（東城）
相談支援事業所ひまり 庄原市高町 1246 番地	0824-72-4584	西城・高・敷信	西城・高・敷信・東城（小奴可）
相扶の郷相談支援事業所 庄原市尾引町 263 番地 2	0824-74-0611	口和・高野・比和・山内	口和・高野・比和・山内・東城（帝釈）
相談支援事業者ゆうき相談所 庄原市宮内町 6393 番地	0824-72-1233	庄原	庄原・東城（久代・新坂・田森）
相談支援事業所くれよん 庄原市総領町下領家 71 番地	0824-88-2796	総領・北	総領・北・東城（八幡）

### (4) 関係機関等

#### ■ 市役所関係課

名称	住所	電話	ファックス
税務課	庄原市中本町 一丁目 10 番 1 号	0824-73-1146	0824-72-3322
高齢者福祉課		0824-73-1143	0824-75-0245
児童福祉課		0824-73-1192	0824-75-0195
保健医療課		0824-73-1255	0824-75-0245
教育委員会 教育指導課		0824-73-1184	0824-73-1254

## ■ 庄原市社会福祉協議会

高齢者や障害者の在宅生活を支援するために、ホームヘルプサービス（訪問介護）をはじめ、さまざまな福祉サービスをおこなっているほか、多様な福祉ニーズに応えるため、地域の特性を踏まえ創意工夫をこらした独自の事業に取り組んでいます。

名称	所在地	電話・ファックス
総合センター	庄原市西本町四丁目5番26号	TEL: 0824-72-7120 FAX: 0824-72-8512
庄原地域センター		TEL: 0824-72-5151 FAX: 0824-75-0084
西城地域センター	庄原市西城町中野1339番地	TEL: 0824-82-2953 FAX: 0824-82-7006
東城地域センター	庄原市東城町川東1175番地	TEL: 08477-2-0488 FAX: 08477-3-0051
口和地域センター	庄原市口和町永田415番地4	TEL: 0824-89-2320 FAX: 0824-89-7004
高野地域センター	庄原市高野町新市1150番地1	TEL: 0824-86-3044 FAX: 0824-86-7006
比和地域センター	庄原市比和町比和792番地	TEL: 0824-85-2300 FAX: 0824-85-7040
総領地域センター	庄原市総領町下領家71番地	TEL: 0824-88-2796 FAX: 0824-88-2797

## ■ 就労のための相談・支援機関

名称・所在地	内容
ハローワーク庄原 (三次公共職業安定所庄原出張所) 庄原市中本町一丁目20番1号 TEL: 0824-72-1197 FAX: 0824-72-7533	障害のある方のための専門の相談窓口があり、職業相談や紹介、トライアル雇用事業などを行っています。
備北障害者就業・生活支援センター 三次市十日市東三丁目14番1号 (三次市福祉保健センター1階) TEL: 0824-63-1896 FAX: 0824-63-1897	障害のある人の職業的自立を実現するために、公共職業安定所（ハローワーク）などの関係機関と連携して、就労相談、職場開拓及び定着支援を行っています。

## ■ その他相談窓口

名称・所在地	内容
<b>県立身体障害者更生相談所</b> 東広島市西条町田口 295 番地 3 (県立総合リハビリテーションセンター内) TEL : 082-425-1455 FAX : 082-425-1634	身体に障害のある人の自立と社会参加をすすめるために、医師、看護師、作業療法士、身体障害者福祉司、ろうあ者専門相談員などによる専門的な相談指導、補装具・自立支援医療（更生医療）の給付等の医学判定等を行っています。
<b>北部こども家庭センター</b> 三次市十日市東四丁目 6 番 1 号 TEL : 0824-63-5181 FAX : 0824-63-9743	18 歳未満の児童の問題について相談に応じています。児童福祉施設への入所手続きを行っています。また、療育手帳の判定と交付を行っています。知的障害のある人の相談にも応じています。
<b>県立総合精神保健福祉センター</b> 安芸郡坂町北新地二丁目 3 番 77 号 TEL : 082-884-1051 FAX : 082-885-3447	精神保健及び精神障害者の福祉に関する知識の普及、調査研究並びに複雑困難な相談指導事業、保健所・市町の関係機関に対する指導・援助を行っています。また、精神障害者保健福祉手帳交付の際の判定事務や自立支援医療（精神通院医療）の支給認定の判定も行っています。
<b>北部保健所</b> 三次市十日市東四丁目 6 番 1 号 TEL : 0824-63-5181 FAX : 0824-63-5190	精神保健及び精神障害者福祉など、様々な地域保健福祉活動を行っています。
<b>北部厚生環境事務所</b> 三次市十日市東四丁目 6 番 1 号 TEL : 0824-63-5181 FAX : 0824-63-5190	障害のある人のいろいろな問題について、相談に応じた必要な援助を行っています。
<b>児童発達支援センター</b> (児童発達支援センターバンビ) 三次市栗屋町 11604 番地 1 TEL : 0824-62-1211 FAX : 0824-62-1225	施設に通う障害のある児童の通所支援のほか、地域にいる障害のある児童や家族への支援、保育園・幼稚園などの障害のある児童を預かる機関との連携・相談・支援など児童発達支援の中核的な役割を担っています。

## ■ 障害者差別解消法

内 容	すべての国民が障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重しあいながら共生する社会の実現を目的として、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（障害者差別解消法）」が平成 28 年 4 月 1 日に施行されました。
	この法律では、国や市町などの行政機関、会社・お店などの民間事業者に対して、障害のある人へ対しての「不当な差別的扱いの禁止」と「合理的配慮の提供」を定めています。令和 3 年 5 月に、事業者の合理的配慮の提供を義務付けることを主な内容とする法改正が行われ、令和 6 年 4 月 1 日に施行されました。
窓 口	社会福祉課 障害者福祉係 0824-73-1210

(5) 市内の障害者福祉サービス事業所（令和6年4月1日現在）

事業所名・所在地 電話	障害者福祉 サービス の種類	障害福祉サービス													地域生活 支援事業										
		旧施設 支援等	居宅介護	重度訪問介護	行動援護	同行援護	生活介護	自立訓練	自立訓練 機能	就労移行支援	就労継続支援A型	就労継続支援B型	施設入所支援	短期入所	共同生活援助	指定相談支援	児童発達支援	放課後ネイサービス	移動支援	地域活動支援	日中一時支援	訪問入浴	福祉ホーム	一般相談支援	
庄原市社協なごみ 西本町四丁目5番26号 0824-72-5151			●	●															●						
ハピネスヒル 掛田町542番地1 0824-72-8165			●	●															●		●				
相扶園 尾引町263番地2 0824-74-0680			●	●				●	●	●									●		●	●			
庄原市社協ほのか 西城町中野1339番地 0824-82-2953			●	●															●						
庄原市社協ほほえみ 東城町川東1175番地 08477-2-0488			●	●															●						
ハピーステーションありす 東城町川西1332番地5 08477-2-3745			●	●																					
庄原市社協ゆるり 口和町永田415番地4 0824-89-2320			●	●															●						
庄原市社協みらい 高野町新市1150番地1 0824-86-3044			●	●															●						
ユーシャイン 総領町中領家476番地 0824-88-3000			●	●	●	●													●						

障害者福祉 サービス の種類	旧 施設 支援等	障害福祉サービス												地域生活 支援事業											
		居宅介護	重度訪問介護	行動援護	同行援護	生活介護	自立訓練 機能	自立訓練 生活	就労移行支援	就労継続支援△型	就労継続支援□型	施設入所支援	短期入所	共同生活援助	指定相談支援	児童発達支援	放課後ティーサービス	移動支援	地域活動支援	日中一時支援	訪問入浴	訪問入浴	福祉ホーム	一般相談支援	
事業所名・所在地 電話																									
里山福業 宮内町6393番地 0824-72-1233												◎ ◎													
東寿園福祉作業所 東城町川西947番地2 08477-2-2215												◎													
ふれあい共同作業所くちわ 口和町永田5008番地5 0824-87-2556												◎													
みとう温泉 宮内町6353番地2 0824-75-0310						●						◎									●				
かわせみの家 高町1246番地 0824-72-4584	● ●	※休止				●						◎						●	●						
青空 水越町808番地2 0824-75-2822						●						◎													
あんだんて 総領町稻草1005番地1 0824-74-6677						●						◎									●				
庄原市社協どんぐり 高野町新市1150番地1 0824-86-3044						●															●				
庄原もみじ園 三日市町甲17番地9 0824-72-2962						●						● ●									●				
庄原第2もみじ園 戸郷町44番地2 0824-74-6001						●						● ●									●				
ともいきの里 総領町稻草77番地 0824-88-3123						●						● ●									●				

障害者福祉 サービス の種類	日 施設 支援等	障害福祉サービス												地域生活 支援事業										
		居宅介護	重度訪問介護	行動援護	同行援護	生活介護	自立訓練 機能	自立訓練 生活	就労移行支援	就労継続支援△型	就労継続支援△型	施設入所支援	短期入所	共同生活援助	指定相談支援	児童発達支援	放課後ティイサービス	移動支援	地域活動支援	日中一時支援	訪問入浴	福祉ホーム	一般相談支援	
事業所名・所在地 電話																								
庄原さくら学園 三日市町5017番地6 0824-72-0884																	●					●		
そよ風 七塚町1344番地1 0824-74-6888																	●	●						
楓の郷 高町1248番地1 0824-72-4584																	●	●						
風の街みやびら 東城町川西1332番地5 08477-2-3745																	●							
和っしょい 総領町稻草521番地39 0824-74-6333																	●	●						
ゆうしゃいん庄原 宮内町6353番地1 0824-75-0310																	●						●	
東寿園わが家 東城町川西922番地2 08477-2-2215																		●						
児童発達支援事業所 「あそぼ」 西本町四丁目540番地 080-5752-3805																		●	●					
発達さぽーとほっぷ 三日市町5017番地6 0824-74-6166																		●	●					
放課後るーむさくらんぼ 三日市町43番地12 0824-75-0202																		●						

※休止

障害者福祉 サービス の種類	旧 施設 支援等	障害福祉サービス												地域生活 支援事業									
		居宅 介護	重度 訪問 介護	行動 援護	同行 援護	生活 介護	自立 訓練 機能	自立 訓練 生活	就労 移行 支援	就労 継続 支援△型	施設 入所 支援	短期 入所	共同 生活 援助	指定 相談 支援	児童 発達 支援	放課 後デイ サービス	移動 支援	地域 活動 支援	日中 一時 支援	訪問 入浴	訪問 ホーム	一般 相談 支援	
事業所名・所在地																							
電話																							
相扶の郷相談支援事業所 尾引町263番地2 0824-74-0611																●							●
相談支援事業所ひまり 高町1246番地 0824-72-4584																●							●
相談支援事業所えーる 三日市町5017番地6 0824-72-7310																●							●
相談支援事業者 ゆうき相談所 宮内町6393番地 0824-72-1233																●							●
ありす相談支援事業所 東城町川西1332番地5 08477-2-3121																●							
相談支援事業所くれよん 総領町下領家71番地 0824-88-2796																●							●
庄原共同作業所 西本町二丁目13番2号 0824-72-1208																			◎				
ハート作業所 中本町二丁目6番13号 0824-72-9110																			◎				
共同作業所ゆめのいえ 比和町比和920番地5 0824-85-7031																			◎				
西城さをりしあわせ工房 西城町中野1339番地 0824-82-2202	◎																						

◎については、(6) 市内作業所等に詳細事項掲載

## (6) 市内作業所等

施設名	作業内容等	サービス名	入浴	食事	送迎
障害者多機能型事業所 里山福業	事業所清掃、ハウスクリーニング、ワックスかけ、環境整理、草刈り 等	就労継続支援 A型 (10名)	無	無	無
	電子部品組立、本クリーニング・ラベル貼り作業、木工作品・季節小物製作、施設内ゴミ収集・処理作業 等	就労継続支援 B型 (10名)	無	有	有
障害者多機能型事業所 みとう温泉	清掃、シーツ交換、環境整備・公園保全作業、ミネラルウォーター製造 等	就労継続支援 B型 (30名)	無	有	有
かわせみの家	パン・焼き菓子製造・販売、下請け作業、農業、乾燥野菜・果物の商品開発、外部就労(清掃等) 等	就労継続支援 B型 (18名)	無	有	有
東寿園福祉作業所	土鈴の製造、椎茸栽培等、地域からの受託作業 等	就労継続支援 B型 (20名)	無	無 ※併設施設の 昼食利用可	有
ふれあい共同作業所 くちわ	施設外就労、木工製品製作、リサイクル、園芸、野菜作り 等	就労継続支援 B型 (20名)	無	有 ※自立訓練として食事作り	有 ※近隣のみ
青空	椎茸栽培、弁当・菓子製造、内職、農耕 等	就労継続支援 B型 (24名)	無	有	有 ※送迎範囲 要相談
あんだんて	菓子・みそ製造・販売、農業、下請け作業、アルミ缶リサイクル 等	就労継続支援 B型 (10名)	無	有	有

施設名	作業内容等	サービス名	入浴	食事	送迎
特定非営利活動法人 庄原共同作業所	コード仕分け、ネジの袋詰、アルミ缶リサイクル 等	地域活動支援センター(19名)	無	無 ※ 希望者へ弁当注文	有
特定非営利活動法人 ハート作業所	車部品組立・検品、印刷会社の製本、廃油手作り石けん・手芸品作成 等	地域活動支援センター(20名)	無	無	無
共同作業所 ゆめのいえ	さをり織り・手芸品製作・販売、コーヒー販売（カフェ）、野菜・はぶ草茶の栽培・販売、公衆トイレ清掃、空き缶回収・リサイクル 等	地域活動支援センター(10名)	無	無 ※ 弁当持参	有
西城さをり しあわせ工房	さをり織りと仕立て・販売	障害者小規模作業所（庄原市単独事業）(約10名)	無	無	無

# サービス一覧

分類	困っていること・希望していること	サービス名	サービス内容
手帳	① 手帳を申請したい	身体障害者手帳	障害程度の重度の人から順に1級～6級に区分され、さらに障害の種類に応じて、視覚、聴覚、音声言語、肢体不自由、内部障害などに分けられています。
		療育手帳	障害の程度によって、Ⓐ（最重度）、Ⓑ（重度）、Ⓒ（中度）、Ⓓ（軽度）の手帳が交付されます。
		精神障害者保健福祉手帳	精神疾患を有する人のうち、精神障害のため長期間にわたり日常生活又は社会生活への制約がある方を対象に、障害の程度によって、1級から3級までの手帳が交付されます。
家・外出での支援	① 食事、入浴、整容、通院介助、調理、洗濯、掃除、買い物など家の支援をしてもらいたい	居宅介護（ホームヘルプ）	自宅で、入浴、排せつ、食事の介護等を行います。
	② 外出、買い物中の支援をしてもらいたい	移動支援事業（ガイドヘルプ）	障害者等の外出及び余暇活動等の社会参加のための外出の際の移動を支援します。
		行動援護	自己判断能力が制限されている人が行動するときに、危険を回避するために必要な支援や外出支援を行います。
		同行援護	視覚障害により、移動に著しい困難を有する人に、移動に必要な情報の提供（代筆、代読を含む）、移動の援護等の外出支援を行います。
	③ 自宅で食事、入浴、整容、通院介助、調理、洗濯、掃除、買い物などの支援をしてもらいたい 外出、移動中の支援をしてもらいたい	重度訪問介護	重度の肢体不自由者等で常に介護を必要とする人に、自宅で、入浴、排せつ、食事の介護、外出時における移動支援などを総合的に行います。

障害支援区分						対象者				備考	申請窓口	ページ
1	2	3	4	5	6	身体	知的	精神	児童			
■ ■ ■ ■ ■ ■						○			○	・社会福祉課 障害者福祉係 ・各支所 地域振興室	P.2	
							○		○		P.3	
								○	○		P.4	
■ ■ ■ ■ ■ ■						○	○	○	○	・社会福祉課 障害者福祉係 ・各支所 地域振興室	P.7	
申請時に利用希望の状況等についての聞き取り調査を行います。						○	○	○	○	通院介助（身体介護有）は区分2以上で特定の条件に該当する方が対象	P.7	
						○	○	○	○	外出に支援が必要と認められ、特定の条件に該当する方が対象	P.12	
						○	○	○	○	行動障害等、特定の条件に該当する方が対象	P.7	
同行援護アセスメント票等に応じて支給の決定を行います。						○			○	特定の条件に該当する方が対象	・社会福祉課 障害者福祉係 ・各支所 地域振興室	P.7
						○	○	○	○	二肢以上に麻痺がある等、特定の条件に該当する方（15歳以上）が対象		P.7

# サービス一覧

分類	困っていること・希望していること	サービス名	サービス内容
家・外出での支援	④ 常時支援を受けながら地域で生活をしたい	重度障害者等包括支援	介護の必要性がとても高い人に、居宅介護等複数のサービスを包括的に行います。
	⑤ 自宅でお風呂に入りたい	訪問入浴事業	自宅での入浴が困難な重度の身体障害がある方に対して、看護師等が定期的に訪問し室内でポータブル浴槽を使って入浴のお世話をします。
	⑥ 生活しやすいように家を一部改修したい	住宅改修費助成	住宅の改修にかかる費用の9割(20万円を限度)を助成します。 【対象となる改修】 手すりの取付け、段差解消、滑り止め、引き戸への変更、洋式便器への取り替え
	⑦ 人工透析の通院にかかる交通費が負担なので軽減してほしい	人工透析通院への助成	血液透析治療の通院をしている在宅のじん臓機能障害者に通院にかかる費用を助成します。
	⑧ もっとたくさん外出したいが、交通費の負担が大きい	障害者外出支援券の交付	障害のある方に、1枚 300 円分の福祉タクシー券又は1枚 1,200 円分の自動車燃料助成券のどちらかを交付します。
	⑨ 車を改造したい	自動車改造費の給付	身体障害の方へ自動車の改造に必要な経費(10万円を限度)を助成します。

障害支援区分						対象者				備考	申請窓口	ページ
1	2	3	4	5	6	身体	知的	精神	児童			
					■	○	○	○	○	意思疎通に著しい困難を有する方で特定の条件に該当する方が対象		P.7
						○	○	○	○	・居宅介護、生活介護による入浴の利用が困難な状態の方 ・入浴が可能と認められる健康状態にある方 ・介護保険による訪問入浴サービスの対象でない方 ・この事業の利用によらなければ入浴が困難な状態にある方		P.13
						○			○	身体障害者手帳：下肢・体幹・移動機能障害で、1級・2級・3級のいずれかの障害がある方	・社会福祉課 障害者福祉係 ・各支所 地域振興室	P.42
						○			○	次のいずれかを選択 ①1枚 300 円分の福祉タクシー券を交付(年間[4月～翌年3月] 240枚) ②自宅の最寄り停留所から医療機関の最寄り停留所までの公共交通機関運賃の半額相当額を助成		P.47
						○	○	○	○	福祉タクシー券と自動車燃料助成券は、対象者の要件が異なります。		P.46
						○			○	自ら運転する場合と介護者が運転する場合では、対象者の要件が異なります。		P.48

# サービス一覧

分類	困っていること・希望していること	サービス名	サービス内容
家・外出での支援	⑩ 外出の機会を増やすため、車の運転免許がほしい	自動車運転免許取得費の給付	身体障害者へ自動車の第1種普通免許取得にかかる費用の9割(10万円を限度)を助成します。
	⑪ 手話通訳ができる人の派遣等をしてもらいたい	手話通訳者派遣	聴覚障害等の方が健聴者と話すとき、意思疎通を円滑にするため、手話通訳者を派遣します。
	⑫ 要約筆記ができる人の派遣等をしてもらいたい	要約筆記者派遣	聴覚障害等の方が健聴者と話すとき、意思疎通を円滑にするため、要約筆記者を派遣します。
泊まる所・過ごす所	① •一時的に昼間と夜間過ごせるところを探している。 •レスパイト(介護者の休息)	短期入所 (ショートステイ)	自宅で介護する人が病気の場合などに、短期間、夜間も含め施設で、入浴、排せつ、食事の介護等を行います。
住む所	① 必要な支援を受けながら少人数で生活がしたい	共同生活援助 (グループホーム)	夜間や休日、共同生活を行う住居において、相談や入浴、排せつ又は食事の介護その他の日常生活上の援助を行います。
	② 施設で生活がしたい	施設入所支援	施設に入所する人に、夜間や休日、入浴、排せつ、食事の介護等を行います。
	③ 施設を出て地域で一人暮らししたい	自立生活援助	一人暮らしに必要な理解力・生活力等を補うため、定期的な居宅訪問や随時の対応により必要な支援を行います。
仕事する所・日中活動する所	① 一般就労のために必要な訓練などを受けたい	就労移行支援	一般企業等への就労を希望する人に、一定期間、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。
	② •作業所などで就労の知識や能力を学んだあと、一般就労を目指したい •事業所で雇用契約をして働きたい	就労支援継続A型 (雇用型)	一般企業等での就労が困難な人に、働く場を提供するとともに、知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。

障害支援区分						対象者				備考	申請窓口	ページ	
1	2	3	4	5	6	身体	知的	精神	児童				
						○				身体障害者手帳：1級・2級・3級・4級	・社会福祉課 障害者福祉係 ・各支所 地域振興室	P.48	
						○			○	聴覚・言語機能障害等により、意思伝達が著しく困難で、他に仲介人が得られず、かつ、手話が理解できる方		P.51	
						○			○	中途失聴や難聴により、地方公共団体の主催する会合等において他に適当な意思伝達の方法が得られない方		P.51	
■	■	■	■	■	■	○	○	○	○		・社会福祉課 障害者福祉係 ・各支所 地域振興室	P.7	
■	■	■	■	■	■	○	○	○				P.8	
			■	■	■	○	○	○				P.7	
						○	○	○		障害者支援施設やグループホーム、精神科病院等から一人暮らしへ移行された方で、支援が必要な方	・社会福祉課 障害者福祉係 ・各支所 地域振興室	P.8	
申請時に利用希望の状況等についての聞き取り調査を行います。						○	○	○		一般就労等を希望し、企業等への雇用、又は在宅就労等が見込まれる方が対象		P.8	
申請時に利用希望の状況等についての聞き取り調査を行います。						○	○	○		当該事業所において雇用契約に基づく就労が可能な方が対象		P.8	

# サービス一覧

分類	困っていること・希望していること	サービス名	サービス内容
仕事する所・日中活動する所	③ <ul style="list-style-type: none"> <li>・一般就労は難しいけど、軽作業などをしたい</li> <li>・作業所などで仕事がしたい</li> </ul>	就労継続支援B型 (非雇用型)	一般企業等での就労が困難な人に、働く場を提供するとともに、知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。
	④ 一般就労を継続したい	就労定着支援	一般就労へ移行した障害のある人が、就労に伴う環境変化による生活面の課題に対応できるよう、企業や自宅への訪問、来所により必要な支援を行います。
	⑤ 日中、創作活動や生産活動がしたい	生活介護	常に介護を必要とする人に、昼間、入浴、排せつ、食事の介護等を行うとともに、創作的活動又は生産活動の機会を提供します。
	⑥ <ul style="list-style-type: none"> <li>・創作活動、生産活動がしたい</li> <li>・交流の場を持ちたい</li> </ul>	地域活動支援センター事業	一般企業で就労することが困難な障害者等に共同作業の場を設けて通所により創作活動や生産活動の機会を提供し、社会との交流の促進等の便宜を供与することにより、障害者等の地域支援を図る事業です。
	⑦ <ul style="list-style-type: none"> <li>・親、家族が働いている間の行き場がほしい</li> <li>・放課後、長期休暇、土日祝日など過ごせる場所がほしい</li> <li>・日中活動がしたい</li> </ul>	日中一時支援事業	障害者等の日中における活動の場を確保し、障害者等を日常的に介護している家族に対し就労支援や一時的な休息を提供します。
	⑧ 作業所で働きたいけど、交通費がかかるので困っている	通所交通費助成	障害者福祉事業所へ通所している障害者に通所にかかる費用を助成します。
	① 医学的管理の下で療養生活がしたい	療養介護	医療と常時介護を必要とする人に、医療機関で機能訓練、療養上の管理、看護、介護及び日常生活の支援を行います。

障害支援区分						対象者				備考	申請窓口	ページ
1	2	3	4	5	6	身体	知的	精神	児童			
申請時に利用希望の状況等についての聞き取り調査を行います。						○	○	○		年齢や体力の面で雇用されることが困難となった方、50歳を過ぎ就労が困難な方などが対象		P.8
						○	○	○		生活介護、自立訓練、就労移行支援又は就労継続支援を利用した後、一般就労した方で、就労を継続している期間が6ヶ月を経過している方が対象		P.8
		■	■	■	■	○	○	○		通常区分3以上で施設入所を伴う場合は区分4以上	・社会福祉課 障害者福祉係 ・各支所 地域振興室	P.7
申請時に利用希望の状況等についての聞き取り調査を行います。						○	○	○			・社会福祉課 障害者福祉係 ・各支所 地域振興室	P.13
■	■	■	■	■	■	○	○	○	○			P.12
						○	○	○		・バス又はJRの場合は、割引後の運賃 ・自家用車又はバイクの場合は1kmあたり10円		P.47
				■	■	○					・社会福祉課 障害者福祉係 ・各支所 地域振興室	P.7

# サービス一覧

分類	困っていること・希望していること	サービス名	サービス内容
訓練する所	① ・歩行訓練がしたい ・家事ができるようになりたい ・コミュニケーション能力を身につけたい など	自立訓練 (機能訓練)	自立した日常生活又は社会生活ができるよう、一定期間、身体機能・生活能力の向上のために必要な訓練を行います。
	② ・食事、家事等の日常生活能力を身につけたい ・地域生活に移行したい	自立訓練 (生活訓練)	自立した日常生活又は社会生活ができるよう、一定期間、生活能力の向上のために必要な訓練を行います。
相談する所	① ・福祉サービスや各種制度の申請・手続きの情報がほしい、手伝ってほしい ・日常生活を送るための支援をしてほしい など	相談支援事業	障害のある方、その家族、介護者等からの相談に応じ、必要な情報提供等や権利擁護のために必要な援助を行います。福祉サービス等の調整等の総合支援を行います。
	② 福祉サービスを利用したい	計画相談支援	障害福祉サービスを利用する前に、サービス利用計画や支給決定後の見直し等を行います。
	③ 地域に帰り生活したい	地域移行支援	施設に入所又は精神科病院に入院している方が、地域における生活に移行するための活動に関する相談等を行います。
	④ 地域で安心して暮らしたい	地域定着支援	居宅において単身等で生活する方に対し、常時の連絡体制を確保し、緊急時には相談、対応等必要な支援を行います。
	⑤ 一般就労や生活のことなど相談したい	障害者就業・生活支援	障害のある人の職業的自立を実現するために、公共職業安定所（ハローワーク）などの関係機関と連携して、就労相談、適性評価、職場開拓及び定着支援を行っています。
障害児の通所支援	① 日常生活の動作や集団への適応訓練などがしたい	児童発達支援	日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練等の支援を行います。
		医療型 児童発達支援	障害のある児童を対象として、専門機関への通所により発達支援を行うとともに治療を行います。

障害支援区分						対象者				備考	申請窓口	ページ
1	2	3	4	5	6	身体	知的	精神	児童			
申請時に利用希望の状況等についての聞き取り調査を行います。						○				標準利用期間は18ヶ月(1年半)以内	・社会福祉課 障害者福祉係 ・各支所 地域振興室	P.8
申請時に利用希望の状況等についての聞き取り調査を行います。						○	○	○		標準利用期間は24ヶ月(2年)以内。長期間入所(入院)していた方は36ヶ月(3年)が標準利用期間		P.8
						○	○	○	○	庄原市に住所を有する障害のある方やその家族等(手帳の有無は問わない)	・相談支援事業所(P.58)	P.9
						○	○	○	○	庄原市に住所を有する障害のある方やその家族等		P.9
						○	○	○		・社会福祉課 障害者福祉係 ・各支所 地域振興室	P.9	
						○	○	○				P.9
						○	○	○		庄原市・三次市に住所を有し、障害(身体・知的・精神)手帳をお持ちの方	備北障害者就業・生活支援センター	P.59
									○	療育の観点から集団療育及び個別療育を行う必要があると認められる未就学の障害児等	・社会福祉課 障害者福祉係 ・各支所 地域振興室	P.11
									○	肢体不自由があり、理学両方等の機能訓練等又は医療的管理下での支援が必要であると認められた障害児		P.11

# サービス一覧

分類	困っていること・希望していること	サービス名	サービス内容
障害児の通所支援	③ 日常生活の動作や集団への適応訓練などがしたい	放課後等 デイサービス	学校就学中の障害児が、放課後や夏休み等の長期休暇中において、生活能力向上のための訓練等を継続的に提供することで、学校教育と相まって障害児の自立を促進するとともに、放課後等の居場所づくりを行います。
	④ 日常生活の動作や集団への適応訓練などがしたい	居宅訪問型 児童発達支援	外出が著しく困難な障害児を対象として、当該障害児の居宅を訪問して発達支援を行います。
	⑤ 日常生活の動作や集団への適応訓練などがしたい	保育所等訪問 支援	専門的な支援が必要と認められる保育所等への入所児童を対象として、当該保育所等を訪問し、集団生活に適応できるよう専門的な支援を行います。
福祉用具	① 生活がしやすくなるための用具がほしい	日常生活用具 等給付事業	主に在宅の障害者の方に、日常生活の利便を図るため、用具を給付しています。種目ごとに障害の種類、障害の程度、年齢等に制限があります。
	② •車いすがほしい •補聴器がほしい など	補装具等給付 事業	身体上の障害を補うための用具を購入・修理・借受けをする際に補装具費の支給を行っています。
	③ 子どもの補聴器がほしい	軽度・中等度 難聴児補聴器 購入費等助成 事業	身体障害者手帳の交付対象とならない軽度・中等度難聴児の補聴器購入や修理に要する費用の一部を助成します。
医療費	① 医療費の負担を軽減したい	重度心身障害者 医療費公費 負担制度	重度心身障害者(児)が、医療機関で医療を受けた場合の医療費(入院時の食事に係る標準負担相当額等を除く。)の一部を助成します。

障害支援区分						対象者				備考	申請窓口	ページ
1	2	3	4	5	6	身体	知的	精神	児童			
									<input type="radio"/>	学校等の授業の終了後又は休業日に支援が必要と認められた障害児等		P.11
									<input type="radio"/>	重症心身障害児等の重度の障害児等であって、児童発達支援等の障害児通所支援を受けるために外出することが著しく困難な障害児等	・社会福祉課 障害者福祉係 ・各支所 地域振興室	P.11
									<input type="radio"/>	保育所等やその他児童が集団生活を営む施設へ通う障害児であって当該施設へ訪問し、専門的な支援が必要と認められた障害児等		P.11
						<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	購入前に必ず申請してください。個人で購入された用具は助成できません。		P.18
						<input type="radio"/>			<input type="radio"/>	医師の意見書又は身体障害者相談会（判定会）での判定が必要	・社会福祉課 障害者福祉係 ・各支所 地域振興室	P.25
									<input type="radio"/>			P.27
						<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	① 身体障害者手帳 1級・2級・3級 ② 療育手帳 Ⓐ・A・Ⓑ ③ 精神障害者保健福祉手帳 1級 ※ 本人、配偶者及び同居の扶養義務者に一定以上の所得がある場合は対象となりません。（ただし、人工呼吸器などを常時装着されている方を除く。）	・保健医療課 医療予防係 ・各支所 地域振興室	P.14

# サービス一覧

分類	困っていること・希望していること		サービス名	サービス内容
医療費	②	医療費の負担を軽減したい	自立支援医療 (更生医療) (育成医療)	指定の医療機関において、障害を軽くしたり、取り除くための医療費の給付を行います。世帯の課税状況等に応じた費用の一部負担があります。
	③	医療費の負担を軽減したい	自立支援医療 (精神通院)	精神障害者の医療の確保を容易にするために行われる通院医療の医療費の給付を行っています。
年金・手当	①	年金を申請したい	国民年金 (障害基礎年金)	障害を原因として日常生活に制限を受ける方に年金を支給します。
	②	手当てを申請したい	特別障害者手当	
	③		障害児福祉手当	
	④		児童扶養手当	在宅の重度障害者(児)又は重度障害者(児)を扶養する方に対し、その重度の障害のために生じる特別の負担の手助けとして各種手当が支給されます。 所得による制限があります。
	⑤		特別児童扶養手当	
	⑥		重度心身障害者在宅介護手当	

障害支援区分						対象者				備考	申請窓口	ページ
1	2	3	4	5	6	身体	知的	精神	児童			
						○			○	<ul style="list-style-type: none"> <li>・社会福祉課 障害者福祉係</li> <li>・各支所 地域振興室</li> </ul>	P.15 P.16	
							○					
						○	○	○		1級障害…1,020,000円 十子の加算額（年額） 2級障害…816,000円 十子の加算額（年額）	• 保健医療課 国保年金係 • 各支所 地域振興室	P.33
						○	○	○		重度の心身障害者で常時特別の介護を必要とする程度の障害の状態にある在宅の20歳以上の方が対象	<ul style="list-style-type: none"> <li>・社会福祉課 障害者福祉係</li> <li>・各支所 地域振興室</li> </ul>	P.31
							○			重度の心身障害者（児）で、常時の介護を必要とする程度の障害の状態にある在宅の20歳未満の方が対象		
								○		児童の母又は父が一定の障害を有する場合に、当該児童を養育する他の保護者が対象	• 児童福祉課 児童福祉係 • 各支所 地域振興室	P.28
								○		身体、知的又は精神に重度又は中度の障害のある20歳未満の児童を監護している保護者に支給されます。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・社会福祉課 障害者福祉係</li> <li>・各支所 地域振興室</li> </ul>	P.29
				■	■	○	○	○	○	重度の障害を有する方の介護者に手当を支給します。		